

平成24年第1回

三重県議会定例会会議録

(6月7日)
(第14号)

第14号
6月7日

平成24年第1回

三重県議会定例会会議録

第14号

○平成24年6月7日（木曜日）

□会議に先立ち、山本教和議長、鈴木英敬知事は、それぞれ次の哀悼の言葉を述べた。

○議長（山本教和） おはようございます。会議に先立ちまして、一言申し上げます。

このたびの三笠宮寛仁親王殿下の御逝去に当たりましては、議会を代表して謹んで哀悼の意を表する次第でございます。

この際、知事から発言を求められておりますので、これを許します。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） おはようございます。会議に先立ちまして、私からも一言申し上げます。

昨日、三笠宮寛仁親王殿下の突然の御訃報に接し、まことに悲しみにたえません。天皇皇后両陛下をはじめ、御近親の方々の深いお悲しみをお察し申し上げ、県民を代表して心から哀悼の意を表します。

議事日程（第14号）

平成24年6月7日（木）午前10時開議

第1 県政に対する質問

〔一般質問〕

会議に付した事件

日程第1 県政に対する質問

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 51名

1	番	下野	幸助
2	番	田中	智也
3	番	藤根	正典
4	番	小島	智子
5	番	彦坂	公之
6	番	栗野	仁博
7	番	石田	成生
8	番	大久保	孝栄
9	番	東	豊
10	番	中西	勇
11	番	濱井	初男
12	番	吉川	新
13	番	長田	隆尚
14	番	津村	衛
15	番	森野	真治
16	番	水谷	正美
17	番	杉本	熊野
18	番	中村	欣一郎
19	番	小野	欽市
20	番	村林	聡
21	番	小林	正人
22	番	奥野	英介
23	番	中川	康洋

24	番	今	井	智	広
25	番	藤	田	宜	三
26	番	後	藤	健	一
27	番	辻		三千	宣
28	番	笹	井	健	司
29	番	稻	垣	昭	義
30	番	北	川	裕	之
31	番	館		直	人
32	番	服	部	富	男
33	番	津	田	健	児
34	番	中	嶋	年	規
35	番	竹	上	真	人
36	番	青	木	謙	順
37	番	中	森	博	文
38	番	前	野	和	美
39	番	水	谷		隆
40	番	日	沖	正	信
41	番	前	田	剛	志
43	番	舟	橋	裕	幸
44	番	三	谷	哲	央
45	番	中	村	進	一
46	番	岩	田	隆	嘉
47	番	貝	増	吉	郎
48	番	山	本		勝
49	番	永	田	正	巳
50	番	山	本	教	和
51	番	西	場	信	行
52	番	中	川	正	美

 職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	林 敏 一
書 記 (事務局次長)	神 戸 保 幸
書 記 (議事課長)	原 田 孝 夫
書 記 (企画法務課長)	野 口 幸 彦
書 記 (議事課副課長)	山 本 秀 典
書 記 (議事課主幹)	坂 井 哲
書 記 (議事課主査)	藤 堂 恵 生

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木 英 敬
副 知 事	石 垣 英 一
副 知 事	植 田 隆
危機管理統括監	渡 邊 信一郎
防災対策部長	稲 垣 司
戦略企画部長	山 口 和 夫
総 務 部 長	稲 垣 清 文
健康福祉部長	北 岡 寛 之
環境生活部長	竹 内 望
地域連携部長	藤 本 和 弘
農林水産部長	梶 田 郁 郎
雇用経済部長	山 川 進
県土整備部長	土 井 英 尚
健康福祉部医療対策局長	細 野 浩
健康福祉部子ども・家庭局長	鳥 井 隆 男
環境生活部廃棄物対策局長	岡 本 道 和

地域連携部スポーツ推進局長	山 口 千代己
地域連携部南部地域活性化局長	小 林 潔
雇用経済部観光・国際局長	加 藤 敦 央
企 業 庁 長	東 地 隆 司
病院事業庁長	大 林 清
会計管理者兼出納局長	中 川 弘 巳
教育委員会委員長	丹 保 健 一
教 育 長	真 伏 秀 樹
公安委員会委員長	西 本 健 郎
警 察 本 部 長	斉 藤 実
代表監査委員	植 田 十志夫
監査委員事務局長	長谷川 智 雄
人事委員会委員	岡 喜理夫
人事委員会事務局長	速 水 恒 夫
選挙管理委員会委員長	浅 尾 光 弘
労働委員会事務局長	小 林 正 夫

午前10時2分開議

開 議

○議長（山本教和） ただいまから本日の会議を開きます。

質 問

○議長（山本教和） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。8番 大久保孝栄議員。

〔8番 大久保孝栄議員登壇・拍手〕

○8番（大久保孝栄） おはようございます。まずは冒頭、私からも、昨日、三笠宮寛仁親王殿下が御逝去されましたことに謹んで哀悼の意を申し上げるとともに、御冥福を心よりお祈り申し上げます。

本日、一般質問のトップバッターを務めさせていただきます熊野市・南牟婁郡選出、鷹山の久保孝栄でございます。どうぞよろしくお願いたします。本日は遠いところ、朝早くから地元からも傍聴に駆けつけていただき、本当にありがとうございます。

さて、知事におかれましては、お子様の御誕生心よりお喜び申し上げます。母親にとりまして、第1子を出産するという日は一生の中で一番のメインイベントでございます。身を引き裂かれるこの上ない痛みなど、陣痛から出産まで自分自身の中でいろんな葛藤がございます。私も陣痛時もう無理だと何回思ったことでしょうか。出産時にすべての時代の、すべての国の、すべての母親がこれに耐え、乗り越えてきたのだから、きっと私にもできると産む瞬間思ったことを思い出します。

命の誕生のために、乗り越えてこなくてはならない試練を乗り越えられました時には大きな喜びがあります。知事にもこの上ない喜びだと思えます。日々の知事をお支えになられながら本当によく頑張られた奥様に、日本一、世界一の幸福実感ナンバーワンの金メダルをお渡ししたいと思えます。

さて、本日は、大事なこの三重県に育つ子どもたちのことを思い、三つのことについて質問させていただきます。

まず1点目は、震災瓦れきの受け入れについてです。昨日の議案質疑でも、杉本議員、小野議員、中西議員から震災瓦れきの受け入れについて質疑がりましたが、改めてお伺いさせていただきます。

皆さんも御存じのとおり、東日本大震災では通常の地元処理の110年分に

相当するという瓦れきが生じております。（パネルを示す）この写真は宮城県東松島市のもともとは空き地であったところですが、今は瓦れきの仮置き場となって、今はここで分別もしているところの写真です。この瓦れきを東北各地にある東北の瓦れきではなく日本の瓦れきと考え、広域処理をしなくてはならない必要性があり、三重県にも国からの協力要請もありました。私自身も、日本全体でスピード感を持って処理していくことが大事だと考えています。

これまでの阪神大震災や新潟県中越沖地震時にも行われた災害時の瓦れき広域処理の仕方でもあります。しかし、この東北の震災瓦れきの広域処理が各地で受け入れ反対の声も大きいのも事実です。震災瓦れきイコール放射能という認識が多く国民を不安にさせ、反対運動が起きています。その点について、育ち盛りの子どもを持つ母親として質問させていただきます。

三重県では、4月20日に市長会、町村会と連携し、災害廃棄物の広域処理への対応に係る合意書及び災害廃棄物の広域処理への対応に関する覚書を締結しました。また、現在パブリックコメントなども参考に、三重県における東日本大震災の災害廃棄物処理に関するガイドラインの作成を行い、本日7日に策定し、発表することになっているところでございます。

このガイドラインを発表するに当たり、震災瓦れきイコール放射能という不安を持っている県民の方、特に被災地から避難している方や小さいお子さんを持つ母親、または農業など1次産業の方々には、直接体に必要な食べ物や水や空気や、それが安全であるという納得のいく説明が当然必要かと思われます。

先日、知事は東北に震災瓦れきを視察に行かれました。実際被災地で多くの瓦れきを目にし、感じたことや被災地の思いや現状、三重県として受け入れるべきだと判断された知事の思いをまずお聞かせいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 本日は、大久保大応援団の皆さんが早朝からお越しいた

だきましてどうもありがとうございます。しっかり答弁したいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

今回の瓦れき受け入れについての方向性、あるいは被災地を見ての私の思いということでもあります。先ほど大久保議員の質問の中にもあったことと多少重複することもあるかもしれませんが、答弁させていただきたいと思ひます。

被災県だけでなく、全国の都道府県が協力して広域処理を早急に進めていくため、三重県では処理施設を有する市町との連携が重要であると考え、4月20日に市長会、町村会と県の3者で合意書を締結し、県と市町が一体となって広域処理を推進するためのスタートラインに立ちました。

先ほど御紹介いただきましたが、県はガイドラインの策定を現在進めておりまして、その中で受け入れる災害廃棄物の放射能の濃度の目安値、廃棄物処理の流れ、放射能の測定方法などを明らかにしたところでもあります。その目安値などについては、6月5日に開催されました災害廃棄物広域処理検討委員会において学識者から十分に安全、低い値となっている、あるいは処理する側と地域住民の安全を考えている、あるいは、健康に全く問題ないとの意見をいただいております。

現在、県では、災害廃棄物の県内での受け入れ処理に向けて、焼却施設を有する市町と協議を行うとともに、焼却灰の処分先の確保を積極的に進めているところです。今後受け入れに向けて、体制が整った市町から順次被災県との具体的な協議を進めてまいります。県は県民の皆様の安全・安心をしっかりと確保し、瓦れき処理が一刻も早く開始できるよう積極的に取り組んでまいります。

被災地を見ての私の思いということですが、3回被災地に行きました。震災から1年たっても、瓦れきの山がうずたかく積まれています。仮に三重県で紀伊半島大水害の瓦れきが1年間、例えばあの紀宝町の鮎田グラウンドにそのまま1年たってもうずたかく積まれていると思ったら、どれほどに住民の皆さんが苦しい思いだろうかと考えると本当に心が痛みます。しか

も、瓦れきと一口に言いますが、実際は被災地の方々の家、あるいは大切なもの、そういうものが含まれているものであり、それがああいう状態で放置されていることの心理状態を考えるととてもつらいというふうに思います。

親交のある女川町の方からメールをいただきました。瓦れきは私たちを覆い尽くしています。これから新しいまちをつくるためにはどうしても障害になるものです。それを自分たちだけで処理できない苦悩の日々が続いていました。そのときに、三重県が瓦れきを引き受けていただくお話は、私たちに希望の光を与えてくれるものでした。本当にありがとうございます。

また、先日お伺いした岩手県宮古市では、ここはリアス式海岸です。大規模な平地を探すのが大変なんです。だから、この状態ですと。まさにこれまでのまちの人々の生きる糧であった漁業を営むための漁港や魚市場に積まれた瓦れきが目の前にありました。この瓦れきが処理されなければ、まちの多くの人の生きる糧である漁業は再開できない。つまり、本当の復興が始まらないということなんです。

両県知事からも、本当に必死で自ら処理しようと万策を尽くしておられて、それでもどうしても間に合わないから、苦しいお願いだけでも、手伝ってほしいという思いを伝えていただきました。被災地に瓦れきのことではなすようにとか、押しつけようとか、そんなふうに思っている人はこれっぽっちもいません。今、私たちができる支援をやるべきだと思います。その上で、そういう応援したいという思いがあるにしても、何より優先すべきは、私にとっては三重県民の皆さんの安全・安心の確保です。今申し上げたような取組をしっかりと進めて頑張ってもらいたいと思います。

〔8番 大久保孝栄議員登壇〕

○8番（大久保孝栄） ありがとうございます。

今の東北の人の気持ちを聞いて、もう胸がぐっときました。私の地元であります熊野市・南牟婁郡が昨年の紀伊半島大水害で約2万5590トンの災害瓦れきを抱えました。先ほど知事もおっしゃってくれたように、紀宝町の鮎田のグラウンドに山積みになっておりました。

災害後というのは、次の日からまちの中に悪臭が発生し、どぶ臭いと申しますか、鼻をつんとつくような嫌なにおいが立ち込めます。瓦れきの集積場はほこりと熱と悪臭とで地域住民の方々には大変つらい思いを我慢していただけてきたのも事実でございます。そのときに、私たちの地域は県内各地の自治体の皆さんに助けていただきました。東北の瓦れきはこの何千倍もの量ですから、皆さんに助けていただいた私たちの心情としては一刻も早く東北の方々の視界から瓦れきをなくしてあげたい、早く復興してもらいたい、早く元気になってもらいたいと心の底からこう思っております。

内輪の話で申しわけありませんが、県議会議員にならせていただいて1年、県議会に入る前は何も知らなかったのですが、県議の皆さんは私も含め非常に個性的な方が多いものの、皆さんとても一生懸命なことがわかりました。東北のことも、紀伊半島大水害のときも、多方面から本当に誠心誠意助けていただきました。

県民の皆さんも、県も、各方面で東北に向けても何らかの御支援をされていることと思いますが、この51名の県議会議員も今月のこの6月までの1年間、毎月1人8万3000円ずつですから、1人年間99万6000円、51人全員で合計約5000万円以上東日本大震災からの復興に寄附をしまいいりました。私はこういうことで三重県議会というのは心のある行動ができる議会だと誇りを持ち、大変うれしく思っております。私は、引き続きこの寄附を尖閣諸島にしようと思っております。

しかし、今、瓦れき処理の面でも支援が必要となっております。多分県民のほとんどの方が東北を支援したいと思っはいるものの、放射能のことをどう判断していいのかわからないのが実情ではないでしょうか。安全性が確認されれば受け入れてもいいのではないかと思う方もいると聞いています。また、受け入れは反対だと強く思っている方もおられるでしょう。

そこで、県民の皆さんが不安に思っている放射能について、しっかりとお知らせいただかなくてはなりません。しかし、その説明の前に、覚書の締結からガイドラインの作成までとても早く動いているように感じますが、急い

でいる理由は何なのでしょう。教えていただけるとありがたいです。お願いします。

○環境生活部廃棄物対策局長（岡本道和） 被災地の現状につきましては、先ほど知事のお話にもありましたし、また、地域の方の思いも知事のおっしゃったとおりでございます。

さらにつけ加えますと、やはり被災地、震災が起こってから災害瓦れきが集積され、保管され、約1年以上たちます。その間に、特に保管されている災害廃棄物の木くずがまじったものにつきましては大変自然発火という、いわゆる火災の原因になっておりました、昨年5月以降これまでに両県、岩手、宮城ということでございますが、30件の火災が発生したという報告も聞いているところでございます。

また、この仮保管場が、なかなか保管するスペースが十分にとれないということで、地域の方々が生活されている近くに保管されているということで、悪臭であるとか、あるいはハエとか蚊、いわゆる衛生害虫の発生が特にこれからの夏場にかけて非常に心配されるところでございます。生活環境が非常に悪化しているという話も被災地のほうからも聞いておりますし、また一方では、その瓦れきがいつまでも目の前にあるということで非常に心理的に負担に思われているということもございますので、こういうことをできるだけ早く改善したいということで、県、それから市町連携のもとでなるべく早く対応しようということでこれまで進めてきたところでございます。

〔8番 大久保孝栄議員登壇〕

○8番（大久保孝栄） わかりました。今急いで広域処理しなくてはならないというのは、やはり今おっしゃってくださったように、昨年も30件の火災があったということで、今からもまた夏になり、気温が上昇すると瓦れきの山から発火し、ところどころで火災が発生する可能性もまたより高いということですよね。昨年よりもね。悪臭やハエなどの大発生の原因にもなると思いますし、したがって、被災地がますます復興がおくれるということの懸念からということに受けとめました。

地震や津波で被害を受け、目の前で家族や知り合いを亡くして、さらに家や仕事も今までとは違う生活になってしまった被災者のことを思い、復興の妨げとなっている瓦れきを一刻も早く処理することは、東北地域に育つ子どもたちのためにも急がなければなりません。今、全国各地でも、日本全国で協力するべきと、東京都をはじめ各自治体が広域処理に動き出しています。東京都がやってやらねばと言っていた石原都知事の同胞愛、救国の言葉がよみがえってきます。

現在、既に受け入れて処理を行っているところは、東京都、山形県、青森県、秋田県、静岡県の1都4県、試験焼却を実施したところは、福岡県、埼玉県、群馬県の3県です。現在三重県と同じように検討しているところは、北海道、新潟、茨城、栃木、千葉、神奈川、山梨、富山、石川、福井、岐阜、愛知、大阪、滋賀、京都、兵庫、鳥取、山口、愛媛、大分、沖縄もです。

東京都では、既に平成25年度末までに50万トン、これは宮城県と岩手県が今広域処理を希望している量の約5分の1に当たります。それを予定しており、さらにこの6月からは、石巻市の廃棄物の量も東京都で7250トン受け入れも発表しております。当然地元処理能力を高めようと新たな焼却炉を新設もしておりますが、安全性が確認できたら本県も早く広域処理に協力したいものです。

御承知のとおり、私たちも東海・東南海・南海の3連動地震と巨大津波に襲われ、東日本大震災以上の被害を受けるおそれが指摘されております。私たちも全国の方々に助けていただかなければならないときが来るかもしれません。東日本の大震災は明日の我が身なのです。

それでは、その瓦れきの安全性についてお聞きします。

まず、今回三重県が受け入れようとしている震災瓦れきはどこの災害廃棄物で、どんな廃棄物の種類なのでしょう。先ほども一部お答えいただきました。また、その廃棄物の放射能の安全性について、どのように測定し、管理、判断していくのか。どういうおつもりなのかお聞かせください。

○環境生活部廃棄物対策局長（岡本道和） この東日本大震災によりまして発

生じた災害廃棄物のうち、岩手、宮城の2県が広域処理という形で他の都道府県に処理を希望している量、これは今年の5月21日現在で合計247万トンと、こうなっております。

三重県では、策定しております災害廃棄物処理のガイドライン、この中で受け入れる廃棄物の種類を明らかにしておりますけれども、それは今申しました岩手県、宮城県、この両県の災害廃棄物、これを対象にいたしまして、種類としては木くず、または木くずとその他の可燃物がまざった混合廃棄物、この2種類を対象にするということで、焼却ができないような不燃物等はこの受け入れの対象にはしていないということになっております。

それから、受け入れるに当たっての安全性の確保の問題でございまして、特に受け入れ処理する際の放射能の測定につきましては、このガイドラインの中で廃棄物の処理の流れに沿ってどのような方法で測定するか、どの程度の回数をやるかと。それから、その管理の目標値というのを明らかにしているところでございます。

具体的には、被災地で搬出されるまでに4段階の測定をしていただくと。それから、県内に受け入れてからは15段階での測定、合わせて全部で19段階にわたって放射能濃度、もしくは放射能の線量を測定するというようにしております。また、このそれぞれのステップごとに設定しました管理の目安値を超えた場合には、そのまま処理を継続するのではなくて、そこで処理を一たんストップをして、必要な場合には県内の受け入れをそこでとめるということも考えております。

また、このそれぞれのモニタリングにつきましては、県が主体的に測定をするということを考えておまして、受け入れ施設を持っている市町なり施設の管理者と一緒にやっていくことが基本でございまして、例えば被災地で行う測定であるとか、あるいは民間施設が行う場合については、県もクロスチェックを行ってその安全性をきちんと確認して、その結果につきましては、災害廃棄物の広域処理検討委員会の学識者の先生にチェック、評価をいただいて、速やかにホームページ等で皆様にお知らせをしていくと

いうことを考えております。

〔8番 大久保孝栄議員登壇〕

○8番（大久保孝栄） わかりました。県が主体となって19回測定していただくということなので、その辺をしっかりとお願いしたいと思います。

先日、静岡県島田市のほうでも、可燃物の瓦れきの中にコンクリートがまざってしまうということがあり、岩手県から謝罪するということが起こりましたけれども、島田市ではこの謝罪を受け、6月下旬からまた受け入れを再開することになっているということですね。

それで、また異物が混合したということは、やっぱり瓦れきを出す側もさらに注意され、今後なくなることはと思いますが、今、我が国では、本当に瓦れき処理や、震災復興のおくれや、しかも、政府の与野党の激しい権力闘争をはじめ、原子力問題も、外交も経済も、日本国民は何を信じていいのかわからなくなっているのではないかと思います。これは今の民主党政権が犯した一番大きな罪であると思っております。政府を信じられなくなっているという異常な状態です。この東日本大震災という国難に震災後既に1年3カ月、日本が向かおうとしている先さえ見失っているように感じます。

このようなときこそ国民の理解、県民の理解を求めるには、知事がいつもおっしゃっておられるしっかりと説明していく、しっかりと情報公開していく、しっかりと有識者、専門家の意見を聞いていくということが最も大事であると思っております。そして、私たち県民の側も、風評や雰囲気流されたりしないで、自分の頭で一人ひとりが何がどうなっているのか学び、理解し、冷静に判断しないといけないと感じています。

2日前の5日にも、県議会では、常任委員会のほうの参考人としてお二人の有識者の方の御意見を聞いて、放射能にかかわる三重県の放射能濃度の目安値が十分なぐらい安全との意見をいただいたそうですが、今回の一般質問に当たり、私も放射能について基礎から学び始めました。

わかりやすかった資料がありましたので、添付させていただいておりますが、（パネルを示す）これは中部電力の放射能の話という広報されている冊

子からです。反対派の方には電力会社の資料かと思われる方もいらっしゃると思いますが、放射能についての基礎知識としてはわかりやすかったので使わせていただきました。放射能、放射線、放射性物質の言葉のあらわすものやベクトル、シーベルトなどの単位などを正しく理解するために、また正しく言葉を使うために参考にしていただければと思います。

また、放射線が日常の生活の中にもあるということをもまずは知っておかなければなりません。放射能には自然放射能と人工放射能があり、人工放射線は主に医療の現場で使われています。また、（パネルを示す）食べ物の中にもカリウムという放射性物質が含まれています。通常の人間の体内にも放射性物質は含まれており、食物の中にもあるので、放射性物質が一概に危険なものであるということではないことがわかります。

しかし、今回福島第一原子力発電所の事故の影響で問題となっているヨウ素とセシウムは人工放射性物質であり、半減期、半減期というのは、放射能は時間がたつと弱くなるんですけども、半分に減っていく期間のことを半減期といいます。その半減期がヨウ素は8日間でもう消えていると言われていますが、セシウムは30年と言われていています。東北の瓦れきがこれに汚染されているのではないかと思います。

先ほどの御説明にもありましたけれども、いま一度三重県へ持ち込まれる震災瓦れきについて、セシウムの放射線量が本当に安心できる数値であることをいま一度明言いただきたいと思います。お願いします。

○環境生活部廃棄物対策局長（岡本道和） 県の災害廃棄物処理のガイドラインにおきまして、災害廃棄物の受け入れ処理の目安値として、放射性セシウムの濃度で1キログラム当たり100ベクレル以下、それから、燃やした後の灰の埋立処分目安値を同じく1キログラム当たり2000ベクレル以下というふうに決めさせていただいております。

この受け入れの目安値であります100ベクレルと申しますのは、放射線の業務に従事されていない、普通に生活をされている方が、健康に問題が生じないとされている国際的な目安値、これは人の健康への影響を見る単位でミ

リシーベルトという単位を使っておりますが、これが年間で1ミリシーベルトと、これは決められておりますが、100ベクレルというのはさらにその100分の1に相当する人の健康への被害レベル、ほとんどないというレベルと一般には言われておりますけれども、ということでございまして、法的には今回の福島原発の事故が起こります以前から放射線の対策は必要ないレベルということで定められていたものでございます。

また、もう一つの埋立処分を目安値でございまして2000ベクレルにつきましては、これは実際に最終処分場で作業される作業従業者の方もみえますけれども、その方であるとか、あるいはその周辺に住んでみえる住民の方が、年間を通じてこの2000ベクレルという廃棄物から出てくる放射線の量を受けたとしても、健康に問題が生じないとされているレベルということで設定をしております。

これら二つの目安値につきましては、6月5日に開催いたしました県の災害廃棄物広域処理検討委員会におきまして、学識者の方から十分に安全である、低い値である、人の健康への影響は心配ないという御評価をいただいたところでございます。

以上でございます。

〔8番 大久保孝栄議員登壇〕

○8番（大久保孝栄） ありがとうございます。

100ベクレル以下ということで、それは震災が起こる前からの放射線量ということで、安心・安全であるということをお明言いただいたと思います。

今回5月23日に試験焼却を実施した北九州市に私は行ってきたわけなんですけれども、そのときにちょうど反対派の方が逮捕されるというようなところでございました。かなり興奮していた様子で、私にもマスクをしないと放射能を浴びますよとか、いろんな声をかけていただいたんですけども、すごく温度差があったことを感じました。

一方、小倉生まれ、小倉育ちという市民の方にもインタビューを約7人してきましたけれども、そのときにも市民の方は、日本の瓦れきは日本で瓦

れきとして受けとめよう。それよりこの北九州市としては中国のほうが問題であると。光化学スモッグや黄砂によって小学校の運動会が中止になったりとか、生活に支障を来しているの、瓦れきのことは市民としては何も思っていないというようなアンケートというか、インタビューにも答えていただきました。

逮捕された方のニュースを見られた石巻の女性の方にもちょっとお話を聞く機会がありました。そうしたら、反対されたということはとても残念で、風評被害で仕方ないのかなと肩を落としていた姿にはちょっと胸が痛みました。自分が調査して肌で感じたことでは、市民と反対派の方では温度差がかなりあるなと感じました。

反対の方の意見は、放射線量をはかる機器やバグフィルターが信用できないとか、被曝したらどうするんだとか、放射能を拡散するなという意見が多くありました。どちらにしても、自治体が安心・安全であることに大きな責任を持ち説明していく、公開していくということが大事だということがやっぱりよくわかりました。

話は北九州に戻るのですが、なぜ北九州市に見に行ったかという、（パネルを示す）その日明工場に行ったわけなんですけれども、三重県にもよくあるストーカ方式の焼却炉ということで調査に行ったわけです。試験焼却は約32トン、混合率は約10%ということで24時間連続運転でした。公表された試験前と試験中の放射線濃度の測定結果がこちらの資料になります。（パネルを示す）詳しい測定結果はすべてネット上で公開されておりますので、必要な方は御確認いただけたらと思います。内容はほとんどが不検出ということになっておりますが、不検出でも少量の数値は測定されているのが日常のことということでございます。

それで、災害廃棄物の受け入れの目安が三重県でも1キログラム当たり100ベクレル以下とありますけれども、この目安は先ほど御説明いただいたように安心・安全ということなんですけれども、（パネルを示す）この資料は前に全協のときに説明いただいたときに御提示いただいた日常生活と放射

線という資料なんですけれども、これは単位がミリシーベルトになっておりますので、ベクレルで言うとどのラインになるのかちょっと教えていただいでよろしいでしょうか。

○環境生活部廃棄物対策局長（岡本道和） 100ベクレルに相当します放射線の量は、一番下でございますが、0.01というところで、クリアランスレベル導入の線量目安値、年間と、こう書いたこのレベルに相当いたします。

〔8番 大久保孝栄議員登壇〕

○8番（大久保孝栄） ありがとうございます。（パネルを示す）そうしたら、0.01ミリシーベルトの一番下の安全なレベルのところは100ベクレルということでございますね。わかりました。ありがとうございます。

三重県が受け入れる震災瓦れきは放射能物質ではないということ、これからもしっかりと調査、管理、報告していただきたいと思います。知事、子どもたちが安全に育ち、母親たちが安心して子育てができるために、いま一度決意のほどをお聞かせいただいでよろしいでしょうか。

○知事（鈴木英敬） 今おっしゃっていただきましたように、広域処理の必要性、あるいは今検討させていただいているガイドラインの安全性というものについては、これまでも御説明をしているところでありますし、御理解をいただけるようにというふうに行っているところでありますが、やはりまだまだ丁寧に戻り繰り返し何度も、昨日も申し上げましたけど、大久保議員も言っていただきましたように説明を繰り返し、そして、情報をオープンにして、そして、有識者の御意見もしっかり加えて、そして、現地の様子もリアルタイムでいろいろしっかりと見ていただいたり、お伝えをします。そういうのを総動員して、何より優先すべきは県民の皆さんの安全・安心の確保ということでもありますので、しっかりと覚悟を持って取り組んでいきたい、そう思っています。

〔8番 大久保孝栄議員登壇〕

○8番（大久保孝栄） ありがとうございます。本当に県民の安全・安心のためによろしく願います。

6月1日に細野環境大臣のほうから、地域にもし万一瓦れき処理で風評被害が生じた場合、政府が責任を持つということを断言されました。地域に暮らす県民が、特に体が小さくて抵抗力が弱くて最も影響を受けやすい大事な宝である子どもたちや、お年寄りや、その地で作る農作物、そして、地元の海や川でとれる魚介類、安心しておいしく飲める水、そして、安心して吸えるきれいな空気与生活できることを絶対に守るという強い意識で、東北の方の笑顔が多くなるよう、これからもどうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、子どもにかかわる2点目の質問に移ります。2点目は、児童・生徒の学力の向上についてです。

少子化が進んでいる昨今、子どもたちの学力向上は地域の将来を担う大事な政策であります。子どもたちが将来背負う課題ははかり知れません。また、彼らが大人になったとき、自分たちの力で状況を把握し、理解し、解決策を編み出していくにはやはり基礎学力というものが欠かせません。ゆとり教育などとのんびり構えている時間はないと強く思っています。

子どもたちは私たちが経験しているよりも大きな南海トラフなどの災害やトラブルに出会うことだってあるでしょう。そういったときに自分で判断できる知識、能力、そして、学校生活やクラブ活動などで培われる協調性や社会性、相手や仲間を思いやる気持ち、行動する勇氣など、どんな状況にでも対応できる力を身につけておかなければなりません。また、家庭生活では、衣食住と生きていけるための技術と知恵を身につけておいたほうがよいと私は思っています。

学力の向上を図る上で現状を把握し、解決策を考え、対応するという意味で、全国学力テストは有効に活用できる手段だと思います。しかし、今年4月17日に行われた全国学力テストでは、100%実施という県が増えてきているにもかかわらず、三重県は全員参加と議会で請願を可決していたにもかかわらず、私の選挙区でもあります紀宝町の4校が水害の影響が残ると参加できず、体調不良で参加を中止した特別支援学校1校の計5校が参加できなかったため99.1%の実施率となりました。残念な気がしております。来年度は

悉皆調査という方向で全員参加となると思いますので、正確なデータがとれるということなので、期待するところでございます。

ところで、今回県は6月1日から11月30日まで、常に学力テストで上位を占め続けている福井県に教員資格を持つ職員を派遣し、学力向上の先進事例を学ぶとしていますが、その内容はどのようなもので、今後どう生かしていただけるのでしょうか。また、先般実施された学力テストの結果が夏ごろに出てくるとお聞きしていますが、学力向上に向けて出た課題を今後どう生かしていただけるのか、あわせてお聞かせください。

〔真伏秀樹教育長登壇〕

○教育長（真伏秀樹） 学力向上について2点お尋ねでございませう。まず、1点目の福井県への職員の派遣の件でございませう。

学校教育の充実、発展は、教職員の資質向上とその意欲的な実践にかかっておりまして、教職員には、その職務を自覚し、たゆみない研さんに努め、指導力、人間性を磨き、子どもたちに手本を示すことが求められております。児童・生徒の学力向上、それと問題行動など、課題解決に向けて教職員に求められる資質、能力の幅が大変拡大をしてきているというふうを考えております。

その一方で、学習指導要領の改訂等に伴いまして、授業時間数の確保でございませうとか、様々な教育課題に対応する必要等から、教職員が学校を離れて研修を受けることが大変難しくなっている状況も生まれてきております。さらに、今後は多くの経験豊かな教職員が退職をいたしてまいりますので、世代交代が急速に進むということでございます。これらの状況におきまして、研修というのがますます重要になってきておるかなというふうを考えておるところでございます。

これまでも、県の教育委員会といたしましても、教職員の資質の向上に向けまして研修機会の充実等に努めているところでございませうけれども、今年度は三重県教育改革推進会議での議論をしていただくなど、教職員の資質の向上についての取組を重点として進めていきたいというふうを考えております。

こうした中で、学力向上などの教育施策と連動した形で、教職員の育成、指導法の開発等に取り組んでおられる福井県教育委員会に6月1日から6カ月間職員1名を派遣したところでございます。

今回の派遣では、福井県教育委員会におけます教員の資質向上に向けた校内研修の指針ですとか、研修内容をしっかり研究させていただきたいと思っていますし、それと、授業力向上に向けた中核的人材の育成、ベテラン教員の指導技術の活用方法、それから、教育研修所におけます研修メニューの調査研究、こうしたことを中心にいろいろ勉強させていただきたいなと思っております。実務を通して教員の資質向上に向けた取組を学ぶことといたしておるところでございます。県教育委員会といたしましては、今回の派遣を通じまして、本県の教職員のあり方、研修のあり方、それから、研修機会の確保、教職員が学び続けることができる環境整備等、具体的な施策、事業に生かしていきたいというふうに考えております。

2点目の学力調査でございます。その結果をどのように生かしていくかというところでございますけれども、全国学力・学習状況調査は、教科に関する調査に加えまして、日常生活におけます学習習慣でございますとか、生活習慣等に関する調査も含められておまして、子どもたちの学力や学習状況等を総合的に把握し、学校の教育活動の改善に活用できる意義あるものというふうに考えております。

平成24年度の全国学力・学習状況調査につきましては、本県では抽出調査、それと希望利用による調査を合わせまして、100%にはなりませんでしたが、ほぼすべての公立小・中学校のほうで参加をいただけたかなというふうに思っております。こうしたことにつきましては、各市町や学校のほうが調査を活用いただきまして、教育施策や教育指導の改善に生かしていこうという、そういう機運が高まってきたのかなというふうに感じておるところでございます。

今年度の全国学力・学習状況調査の結果につきましては、御案内がありましたように7月ごろに公表されるというふうに聞いております。各学校にお

いて調査問題、それから、調査結果を分析することによりまして学習面、生活面での課題を把握いたしまして、これらの改善に向けた取組を計画的、継続的に進めていきたいというふうに考えております。

詳細な分析につきましては、結果が公表された以降になるかというふうに考えておりますけども、これまで実施をされてきております全国学力・学習状況調査の結果も踏まえまして、子どもたちが確かな学力を身につけられるよう、学ぶ喜び、わかる楽しさを実感できる授業づくり、それと、家庭や地域と調査結果の分析、それから、学校での取組をしっかりと情報共有をさせていただきまして、子どもたちの学習を引き出す環境づくりなどにしっかりとつなげていければというふうに考えております。

県の教育委員会といたしましては、こうした取組がより充実をいたしますように、効果的な実践事例を掲載いたしましたリーフレットの配付ですとか、今年度学力向上に向けた指導体制確立支援事業というのを新たに起こしておりますので、その実施を通じて各学校を支援していきたいというふうに考えております。

具体的には、この全国学力・学習状況調査結果を活用した効果的な取組を推進しようということで、県下的には全体で98校の実践推進校を指定いたしております、その推進校には学力向上アドバイザーを派遣する。そういう派遣を通じまして、授業改善に向けた指導、助言等、きめ細かな指導ができるような形で進めたいということで、非常勤講師の配置もしております。

また、各学校が調査結果を分析いたしまして、授業方法等の工夫改善につなげられますように、分析支援ツールの作成でございますとか、それから、調査結果から明らかになった課題をもとに、授業や家庭学習で活用できるワークシートなども作成をいたしまして、各学校でもすぐに使用していただけますように、県のホームページ等に掲載をして活用を促していきたいというふうに思っております。

さらに、大学とも連携をいたしまして、調査結果を踏まえた課題分析を行

いまして、具体的な授業改善例の提案もしていきたいというふうに思っております。こうした取組とともに、市町教育委員会の担当者等との会議につきましても開催をいたしまして、分析方法等の情報共有等についてもしっかりと図っていきたいなというふうに考えております。県の教育委員会といたしましては、子どもたちの学力の定着と向上が図られますように、市町教育委員会、それと学校、家庭、地域とが一層連携をして取組を強化していきたいというふうに考えております。

〔8番 大久保孝栄議員登壇〕

○8番（大久保孝栄） ありがとうございます。7月ごろに出るというその調査結果に基づいて大学や市町と連携して、これからも授業の改善とか、いろんな施策につなげて行ってほしいと思います。

今、学び続けることのできるとおっしゃいました。それがやっぱり、これは教員にもそうですし、親にもそうですし、地域の大人にもそうだと思うんです。やっぱり今おっしゃられた教員の資質、能力の向上につながるよう、本当に大変期待するところでございます。今後研修され学ぶべきところをしっかりと吸収していただいて、児童・生徒の学力向上に素早く対応できるように取り組んでいただきたいと思います。

子どもは親と公立の学校の先生だけは自分で選べません。子どもが選べない親と先生はそれだけに自覚を持って、全力で子どもたちが将来を生きていくたくましい力をつけてあげなくてはなりません。愛情を持って厳しく、かわいいがために必死になりましょう。教員の皆さんも、保護者の皆さんも、また、学習環境をつくる行政も、子どもたちの夢と希望にあふれた将来のために力を合わせて学力向上をよろしくお願いいたします。

また、我が県南部のことですが、くろしお学園の移転についても一刻も早く目に見える形で進んでいただけますよう要望とさせていただきます。

続きまして、3点目の紀伊半島大水害からの復興についてでございます。

本当に本当におかげさまで、あの悪夢の台風12号からの本格復旧のめどが立ち、目に見える形で進み出しました。まだ被災した地域の皆さんには大変

御不便をおかけしているところもたくさんございます。しかし、知事には、三重、和歌山、奈良県と国の合同対策会議や復旧、復興に先頭に立って御尽力いただきました。また、県職員の皆さんにも、各分野でお心のこもった仕事をしていただきました。県内外の多くの皆さんに多大な御支援をいただきました。本当にありがとうございます。

もともと少子・高齢化が著しく、経済的にも弱い東紀州地域が被害を受け、弱り目にたたり目の感はございますが、私たちには平成25年度に悲願である紀勢自動車道の熊野市大泊までの開通が控えております。ピンチをチャンスに変えるという意味でも、この25年度の自動車道開通に照準を合わせ、各市町はハード面の整備に取り組んでおります。

熊野市では、4月に熊野市花の窟活性化施設お綱茶屋をオープンし、開店1カ月もたたないうちに来場者が1万人を超えました。この花窟神社は日本書紀にイザナミノミコトを葬っていると書かれているように、日本最古の神社であります。神話によりますと、お祭りさせていただいているイザナミノミコト様は神々の母と呼ばれ、火の神であるカグツチノミコトや土の神、水の神をお産みになりました。

この神々の母をお祭りする花窟神社が、今スピリチュアルのパワースポットとして大きく注目を浴びていることが広がりつつあるのが来場者増の大きな理由かと思われませんが、この敷地内に大きな丸い岩があるんですけれども、それが野球や球技の方々に多く御利益があるということが言われ、よく球界からもお参りいただいているように、熊野市はスポーツ振興でも今伸びているとお聞きしております。知事のおかげで、復興を願って7月22日から開催していただける王元監督が来ていただける世界少年野球大会もありがたく思っております。

また、鬼ヶ城センターの複合施設も平成25年3月末を完成予定としており、観光客の集客アップの準備をしております。台風からの風評被害で一時的にがたっと減っておりました古道客も、知事のラジオでの呼びかけとかの効果も大きかったのか、徐々に戻りつつあるように感じています。紀勢自動車道

大泊まで開通に伴い、伊勢神宮の式年御遷宮の参詣客が伊勢から熊野へと来ていただけることに大きな期待を寄せているところでございます。

県は今年度の組織改正で南部地域活性化局を設けました。また、庁内会議として、南部地域活性化推進本部も設けていただいたと聞いております。そこで、この南部地域活性化局が、今後ソフト面が主となることとは思いますが、けれども、こういった取組を南部地域、または東紀州に仕掛けていこうと考えておられるのか。具体的なビジョンがありましたらお聞かせいただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

〔小林 潔地域連携部南部地域活性化局長登壇〕

○地域連携部南部地域活性化局長（小林 潔） それでは、お答えをさせていただきます。

南部地域活性化局は二つ大きく施策を持っておりまして、一つは、大久保議員が住んでおられる東紀州地域の活性化、これは東紀州対策局時代から引き続いてやっていくという、それは何ら後退させることもなくそのままやっていくということでございます。それと、13市町の南部の地域のエリアを、簡単に言いますと東紀州でやってきたような取組と同じような形で、産業、観光、そういったものを合わせてやっていくということでさせていただいております。そういうことでよろしいでしょうか。

紀伊半島の大水害の復興について、観光面でちょっとさせていただいてますので、それにつきまして少しお答えをさせていただきたいと思っております。

先ほど大久保議員も言われましたように、紀伊半島大水害で東紀州地域、観光面でも本当に打撃を受けたといえますが、9月、10月は本当にひどい状況でございました。例えば、熊野古道の語り部さんが案内されるツアーのお客様、9月は大体8割減といった状況でございました。それまでが夏の7月、8月は本当に対前年300%ぐらいの勢いで伸びていましたので、ありがたいなと思っていたやさきに本当にショックでございました。

このために、いろいろと復旧状況の情報発信でございまして、あるいは三大都市圏への旅行会社のセールス、そういったものをあわせて企画展、熊

野古道センターでの企画展とか、それから、グルメ大会、御当地グルメ大会などのイベントも開催をしてきたところです。こうしたおかげで、先ほど議員もおっしゃいましたけれども、3月ぐらいに少し戻ってきたという状況がございます。例えば熊野古道の語り部のツアー客数でございますけど、3月は対前年12%以上の増となるということで戻ってきたなと思っていたんですけども、4月はまた31%の減ということで波があって、まだまだ安定した状態とはなっていないということでございます。

今、お綱茶屋のお話もいただきました。そういう本当に河上市長のお力もあって、非常にお客様は増えてみえますし、私も行きましたけれども、非常になかなかヒノキの香りがしていい感じのところでございますので、あそこら辺はやっぱりしっかり情報発信をしながら、それから、また三大都市圏への観光キャンペーン、そういったものもしっかり実施をしていきたいなと思っております。

それから、先ほど議員のおっしゃいましたイベント、7月に第22回世界少年野球大会三重・奈良・和歌山大会の開催と、それから、6月には紀宝町が紀宝町の復興イベントというのをされますので、これについても県としても支援をしていくということで考えております。

〔8番 大久保孝栄議員登壇〕

○8番（大久保孝栄） 今決まっているところの数々の取組がなされていることをお聞きできました。また、これからのことですが、具体的にそういうこれからのビジョンというのは余り今お聞きできなかったと思うんですが、東紀州地域には人間の手では絶対につくることができない壮大な自然による芸術作品が数多くあります。神々のふるさととして、神話をはじめ山海の幸、すばらしい山々、太平洋外海の大海原、さんさんと輝く太陽、その恵みである金色の果実、これを情報発信できるかどうか、東紀州に生きる子どもたちの将来のためにも命運を左右する別れ道であります。

これからも県民の多くの笑顔のために、知事から南部地域活性化にかけるメッセージをちょっといただいてよろしいでしょうか。お願いします。

○知事（鈴木英敬） 先ほど大久保議員のおっしゃっていただきましたように、来年の平成25年は御遷宮、そして、その次の熊野古道世界遺産登録10周年というこのビッグチャンスを生かして情報発信をしていくために、7月をめどに実行委員会をつくりまして、観光キャンペーン、地域と連動して誘客イベント、そういうのを大々的にやっていきたいと思っています。

三重県全体でも、観光客は関西から3割、中部から3割、県内から3割、首都圏から6.5%ということで、首都圏においての情報発信というのが非常に重要だというふうに考えていますので、その実行委員会などを中心に、全体の観光とも連動させて情報発信をして、東紀州地域が元気になってもらうように全力を挙げて頑張りたいと思います。

〔8番 大久保孝栄議員登壇〕

○8番（大久保孝栄） 今、地元はもう徐々に徐々に燃え上がってきておりますので、これからもよろしくお願ひしたいと思います。

今日質問させていただきましたのは、大事な子どもたちの将来のためというのが原点にあります。これからも県民の幸せと県政の発展のために全力で一緒に力を合わせて皆さんと頑張りたいと思っています。これで質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（山本教和） 12番 吉川 新議員。

〔12番 吉川 新議員登壇・拍手〕

○12番（吉川 新） 新政みえ、度会郡選出の吉川新でございます。去年6月に質問させていただいて1カ年ぶりの登板でございます。皆さんも話題申し上げておみえでございますけれども、知事には長男誕生おめでとうでございます。といいますのは、実は父親として喜びひとしおだとは思いますが、我々行政に携わる者としても今回の誕生は非常にうれしいんです。

御承知のように、今、当然父親になられたときに、その子どもの成人したときとか、真剣に父親としての自覚を持って思い描かれるんじゃないかなど。御承知のように、エネルギー問題も含めまして、食料問題も含めまして、あるいは国際的な経済の飽和といいますか、そういった状況で、特に日本では

少子・高齢化といったことで非常に先が見通せない。従来の価値観を変えていけないとやっつけていけないんじゃないかなという時代。そして、知事自身がそういったことを変えられる立場で仕事を率先してやっていただくと。そういった意味で、かわいい子どもさんを見ながら新たな決意をされたのではないかなということ、それは我々の県政の今後の行く末と同じ方向なのかなという思いで心からおめでとくと申し上げたいわけでございます。

そういった中で、まず新エネルギーのことについてお伺いをいたしたいんですが、御承知のように福島原発事故から、そして、菅政権のときに新エネルギーの買い取り制度が成立しましてから、正直言いまして世の中が非常に動いてきております。新規の電力事業への参入、ソーラーだとか、風力だとか、そういった流れの中で知事自身も、先ほども大きく載っておりましたが、スマートアイランドとか、新しい挑戦をどんどん情報発信しております。

スマートグリッドなんていう話は10年も10数年も前からアイデアはありながら、やっぱり電力会社自身拒む方向でなかなか進んでおらなかったのが、最近やっと世の中が動き出してきたかなと。直流電源といいますか、世の中の機器、家庭用の機器が100ボルトの電源を動いておるのは皆さん御承知でしょうけども、中身はテレビでもパソコンでもエアコンなんかでも直流で動いているんです。入り口のところをちょっと変えれば、直流の家電になり得るというような状況もございます。

家庭のソーラーハウスが小さくて家庭用に限られておっても、そういったことをつなげれば一々変換器を使わなくてもいいような仕組みもできる。そんな動きも何か現実化してきた。電気自動車につきましても、軽自動車よりも一つ小さいランクをこの8月からは規格化がされるというような話で、これの応用価値とか考え方はまちづくりからいろんな意味で社会が変わるんじゃないかなという、そんな意味で、今のエネルギーのいろんなことが言われておる中でも、うまくいくのかなということと裏腹に新しい社会の変革のうねりを感じるような気持ちで、ちょっとした私自身はわくわく感も感じておるような次第でございます。

それで、そういった中で、この3月に県は新エネルギービジョンを策定されました。それを読んでいきますと、いろいろ新エネルギーの導入目標がいろんな切り口で掲げてございます。その数字の掲げ方が個人や事業主さんの意向アンケートの結果であるか、この間までの過去の10年ぐらいのトレンド推移から置いた数字か、あるいは国が予測した数字か、この三つのパターンを当てはめて目標に掲げているわけです。

県の責務って何なの。県がいろんな対策を行って広めていく、何かの根拠があって積み上げるはずなんですけど、政策があって、そこが見えてこないんです。先端的な話では、新しいキーワードをほとんど入れていただいております。例の沿岸部での耐塩性のソーラーもそうですし、先ほどの直流電源の話もそうでございますし、スマートアイランドもそうですし、いろんなキーワードをちりばめていただいて、知事はそのような行動もしていただいております。ビジョンを進めるに当たって、それをどのように進めていくのかというのが見えていないんです。

例えば、ソーラーパネル一つにつきましても数値目標は設定できます。木曾岬でメガソーラーを計画しています。多くのソーラーパネルは一般家庭や事業主が適用していくテーマじゃないかと思うんですが、そういったときに県が何ができるのか、個人や事業主さんが判断することに何ができるのかといったときに、インセンティブを与えることなのか、あるいは、そういった効率だとか広報すること、ここまではインセンティブを与えるのがいいかどうかはわかりませんが、普通の施策として、やっぱり進めるんだという決意を、県有施設には率先的にしていくとか、そういう姿勢が要るんじゃないかなと思うわけです。

担当者さんとお話をしていると、いや、県にも予算に限りがありましてというのが二言目に入るわけです。お金がないのも承知しておりますが、例えば県は今歳入を増やす意味でネーミングライツの話も掲げておみえです。県庁の屋根、ソーラーパネルを敷き詰めるのに、事業者が手を挙げるほどもうかるものじゃないからできない。あるいは、県庁自身いろんなプライオリ

ティーの中で予算をする中でそんなお金はかけられない。そういったときに、例えば県内ではソーラーパネルの会社は2社ありますが、そんなようなところがネーミングライツも含めてソーラーパネルを設置する。そのような発想で、自分がお金を出さなくてもする仕掛けはたくさんあるんじゃないかなと。そんな意味でソーラーハウスも、風力も、ほかのいろんなコージェネレーションも、どんな考え方で政策として考えておみえなのか、ちょっとお伺いしたい。

それから、もう1点、そういったことの中で冒頭からよく出てきておりますスマートアイランド、これは非常に設定の場所も時宜を得ておるのかな。既に迅速に国へも要望されて非常にうれしい動きだなと思っておるんですが、もともとエネルギー、ローカルの末端でのエネルギーの仕組みで、融通であるとか、コントロールであるとか、そういうことで省エネ等に生かしていこうという発想だと思っておりますが、情報でつなぐということから、今の時点の高齢化社会に対応した見守り機能なんかも乗せるのは容易なことじゃないかなと、そんなような思いでございます。このことを、今の構想の中身をちょっとお教えいただきたい。

もう1点、メタンハイドレートが、これもいち早く知事はいいねということで頑張ろうという情報発信をさせていただいたんですけど、私も非常にうれしい。やらなあかんなど思いながら、実は今経済産業省でいろんな調査研究が進められておりますが、地域とのかかわりでどうつながったらいいのかがちょっと具体的には見えないんです。

調査船を呼んでキャンペーンをする話なのか、いろんな研究者が現場で寝泊まりしてほしい話なのか、その辺がちょっと見えないので、特に御承知のように脱原発といいますか、芦浜の構想は白紙撤回をして以来、非常に今の状況で地域の方々は原発がなくてよかったなという声と裏腹に、地域の活性化では出口が見えずに非常に困っております。そういった中において、メタンハイドレートと絡み合う可能性があるのかというようなことも含めまして知事の御所見をお伺いしたいと思っております。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 3点御質問をいただきました。1点目は、新エネルギービジョンの目標達成にどのように取り組むのかということでありますけれども、目標を具体的に進めるために、日照や風況状況、森林資源に恵まれた本県の強みを生かしたメガソーラーや木質バイオマス利用などの地域エネルギーの創出プロジェクト、まちづくりや地域づくりと一体となった新エネルギーの導入プロジェクトなど、ビジョンのほうには五つの戦略プロジェクトを掲げさせていただいて、産業界などとも連携して進めていこうと考えております。

太陽光や風力につきましては、本年7月から施行される再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度によって事業の採算性が見込めることから、メガソーラーや風力発電などへの新たな事業参加が促進され、さらなる導入拡大が期待されています。県としましては、メガソーラー事業などを後押しするため、新エネルギーを活用した産業振興や防災対策、環境保全などの地域貢献策に取り組む事業者に対して支援を行ってまいります。

また、海岸線が長い地域特性を生かし、次世代エネルギーとして期待される洋上風力発電について、専門家を入れた調査研究のためのワーキングを設置し検討を進めていくこととしています。

木質バイオマスや小水力発電については、豊富に存在する森林及び水といった地域資源の有効利用を図る観点から、県内企業の自家発電での木質バイオマス利用など、新たな需要先の開拓を進め、また、農業用水を利用した小水力発電の調査結果をもとに、市町や土地改良区への普及啓発を行うとともに、事業者と水路管理者等との調整が円滑に図られるよう取り組んでいきます。

このような取組を加速していくためには、市町と連携したセミナーの開催など、県民意識の醸成を図ることや、産業界と連携し、技術動向を踏まえた研究開発プロジェクトなどを創出していくことも重要です。こうした取組等を通じて新エネルギーの導入を促進するための新たな仕組みづくりや効果的

な県の施策についてもさらに検討を深め、新エネルギービジョンで掲げた導入目標を達成することができるよう、県として強力な取組を進めてまいりたいと考えております。

目標なんですけども、吉川議員御指摘されるように、意向調査、国と連動で県がないじゃないかとおっしゃるんですが、意向調査の中には、今もちろん表には出せませんが、事業者の中で例えば太陽光でも風力でも、あそこあそこあそこあそこはきっとこの4年以内に事業を開始してくれるだろうから、それはオンしておこうというふうに、その意向調査といえども、今見えているものとそうじゃないものも、かなり具体的に当たった上で目標を設定していますので、そこに県が何もしていないということではなくて、その予算を、またに議員のおっしゃったような予算を使わずともコーディネートをしていく。

メガソーラーだって別に三重県で事業をしなくてもどこでやってもいいわけだけれども、それを三重県の遊休地などを利用して、あるいは工業団地の遊休地とか、いろんなところを利用してやってほしいというコーディネートですね。そういうのをやっていくという中で、予算を使わずとも、その目標の達成の実現のためにしっかり取り組んでいきたいなというふうに考えております。

そもそもが吉川議員御案内もよく御存じだと思いますが、民間の事業ベースで回る部分が多い中であって、そこに税金を投入するというのではなく、むしろ彼らにお金を使ってもらうために、いろんなコーディネートやPRや誘致をしていくというのが本筋の政策じゃないかというふうに思っています。

続きましてはスマートアイランドについてであります。スマートアイランド構想は地域活性化をテーマに、台風、津波などによる被災が予想される離島をフィールドにしたスマートコミュニティーの実現を目指しており、例えば塩害対応型のソーラーシステムなどの実証を検討しています。海岸沿いの地域や離島での太陽光発電システムの設置においては、塩害によるソーラ

ーパネルの架台、乗せるやつですね。架台の腐食、配電設備の漏電などへの対策やメンテナンスのあり方、設置コストが課題となっています。

このため、塩害対応型のソーラーシステムの試作開発、実証をソーラー関連の大手企業と県内の中小企業とが連携して行うこととしており、県内のものづくり中小企業の新たな事業展開につなげられるよう考えてまいります。今後、全国規模で事業者のビジネスチャンスを生み出すための産学官協創によるスマートライフ推進協議会（仮称）を設立することとしています。この協議会において、新たなビジネスモデルや社会モデルを発掘していくためのアイデアや知恵を集結させ、実際の地域フィールドにおいてプロジェクト化し、新たな産業の創出を図ってまいります。このような取組を進めていき、三重県が環境エネルギー関連産業のハブ機能の役割を担うとともに、集積地となることを目指します。

あと、吉川議員のおっしゃっていただいたスマートグリッドを、今、日本の中では宮古島で単独の島内でのスマートグリッドエネルギーマネジメントシステムをやっているだけなんですけど、離島間、あるいは本土とつないでのスマートグリッドのエネルギーマネジメントシステムの実証というのは今行われていません。今回はそういうものも含めて、そこは国に要望しに行ったところなんですけれども、そういうものも含めたエネルギーマネジメントシステムの実証もやっていきたいと思っておりますので、議員から提案のあった見守り機能なんかも、そもそもの情報通信のインフラを使うわけですから、技術的に可能かどうか検討の材料になると思いますので、検討の課題にしたいと思います。

続きまして、メタンハイドレートを取組でありますけれども、御案内のとおり静岡県から和歌山県の沖合海域の東部南海トラフを中心に相当量存在すると推定されており、本県の熊野灘沖合でもあるため、今後の産業振興など、地域の活性化につなげられないか期待をしているところであります。

国では、平成13年度に開発計画、30年度までの商業的産出の技術整備を目指して調査研究を行っています。本年2月から第二渥美海丘、志摩半島から

渥美半島の沖合でありますけれども、事前の掘削作業が行われているところ
であります。メタンハイドレートについては産出技術など多くの課題があり
ますが、有望な地域資源として注目されていることから、引き続き国の一連
の調査や技術開発の動向に関する情報収集に努めてまいります。さらに、メ
タンハイドレートをいち早く産業振興につなげられる方策の検討を行うため、
産学官連携による研究会の立ち上げを行ってまいります。

メタンハイドレートはどういうスコープなんだというお話だったと思うん
ですが、エネルギービジョンの中にこう書いているんですね。商業化産出の
拠点整備に向けた環境づくりと経済活性化の構想を研究しますと。その一歩
として、情報収集と地元への情報発信、それから、地域活性化に結びつける
ための課題の洗い出し、地元との環境づくり、長期的な構想プランの検討と
いうふうに書かせていただいています。

ですので、メタンハイドレート自体を掘削することを県がやるのではなく、
商業化のとき、平成30年度をにらんで、その搬出拠点というんですかね。
その根拠整備であったりとか、地域活性化とどう絡めることができるのか。
メタンハイドレートの全体の事業、ビジネスはどういうもので、その中で地
域が絡めるところはどこなのかというのを、国とも情報収集しながら考えて
いくということですので、必ずそういう地域活性化に結びつけていくという
観点での検討会でないと県がやる意味はありませんので、その御指摘のと
おりそういう視点で取り組んでいきたいと思えます。

〔12番 吉川 新議員登壇〕

○12番（吉川 新） ありがとうございます。

やはり想定しておりましたように、塩害対応のパネルも現実的な企画の中
に織り込んでいただいております。多分直流の話もそうなんじゃないかなと思
っております。その方向で、やはり経済産業省出身の知事としまして、また
ぜひよろしく願い申し上げます。やはり迫力あるお答えですので、非常に
腹におさまります。

次に、学校の問題なんですが、実は先般も松阪地域に特別支援学校の建設

予定が決まったという報道がございました。非常にうれしい報道でございます。今日の私の3つの質問は、実は県が今のみえ県民力ビジョンでやっているというときに、全部局が一枚岩になってほしいという話と、それをやるのには率先してやらないことには普及しないだろうという話が共通したベースになっております。

そこで、先ほどのエネルギーともかかわるんですが、今度の松阪の特別支援学校の計画につきましては、例えばバイオマスの暖房なんかは念頭に入れておいでなのでしょうか。あるいは、ソーラーパネルの導入は入れておいでなのでしょうか。そんなことをお聞きしたいのが一つ。

もう一つは、多分バイオマスの暖房をしましようといったときに、燃料の供給はどうするの、灰処理はどうするの、コストはどうなのとできない理由は即座に並べられるんじゃないかなと思うわけです。ところが、考え方をひっくり返せば、特別支援学校で社会に対応できるように、生きた教育をしていこうというわけですから、見方を変えれば作業も、あるいはその灰処理がもし近くの農場でほかの人との共同で農作物もすれば、すべてがウインになるような構想は描けるんじゃないかなと。

大変な調整が要るんですが、世の中の機運もそうなってきたような状況で、こういった視点を含めて県内各セッションが一枚岩で、今のエネルギー政策なり、森林政策を進めておるのが浸透しておるのか。それを受けて、予算の仕切りやら決算の仕組みで、それぞれがもう自立で担当部局が動くケースが多うございますので、そこら辺を含めたお答えをいただきたいなということでございます。よろしく願いいたします。

〔真伏秀樹教育長登壇〕

○教育長（真伏秀樹） 今後整備されます特別支援学校の整備に当たって、県産材等、それからバイオマスの発電等の導入の件かなと思いますけども、県のほうでは平成22年12月にみえ公共建築物等木材利用方針を策定いたしておるところでございます。その中で、低層の公共建築物につきましては、原則として木造化を図るという部分ですとか、それから、原則として県産材を使

用するという部分、それから、また暖房器具やボイラーを設置する場合には、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努めるというふうにしておるところでございます。

こうした方針を受けまして、県の教育委員会といたしましては、県立学校等の施設等を新築するに際しましては、法令等で定めのあるものを除きまして、同方針に基づきまして、原則として建物の木造化ですとか県産材の使用を図ってきておるところでございます。現に平成23年度におきましても、津工業高等学校の部室の建築におきまして、また、本年度におきましては飯野高等学校での、今新設をいたしておりますけれども、多文化共生棟のほうに木造2階建てということで建築を今進めているところでございます。

また、新エネルギービジョンにおきましても、バイオマス発電ですとか、太陽光発電を進めていくという観点から、エネルギー教育、それから、環境教育を推進する観点からも、県立学校での保有施設での太陽光発電等の整備を順次進めていこうというふうに考えております。平成23年度は桑名北高等学校、それから、伊勢高等学校で整備をいたしましたし、本年度も木本高等学校のほうで整備をすることといたしております。

一方、木質バイオマスでの学校施設の暖房器具等への利用でございますけれども、先ほどはできない理由をるる並べらるんだらうなというふうにおっしゃったわけでございますけれども、現実には導入をしようというふうになりますと、その木質バイオマスの安定供給の確保でございますとか、それから、ボイラーの耐久性、信頼性、それから、あと燃料とか灰の処分ですね。それにかかります維持管理等のコスト等についても当然検討する必要がありますので、そういうこともしっかりと、他のエネルギーとの比較もしながらいろんな形で検討は進めていきたいなと思っております。

今後新しくつくる特別支援学校については、現在これから具体的な整備等についてのことを考えていきたいと思っておりますけれども、先ほど申し上げましたようなことを考え方の基本という形で整備を進めていきたいというふうに思っております。

[12番 吉川 新議員登壇]

○12番(吉川 新) 前向きな姿勢かなということで、ありがたく拝聴させていただきました。

次に、ちょっとタイトルが、ここの学校運営というところに上げておるんですが、実は今、先ほども出ました南部地域の活性化局ができて、南部格差の是正を含めてやっていこうということになっております。しかも、その中の大きな柱は若者定住圏にしていきたいということになっているわけでございます。

片や現在、これからのことでその地域に具体的に上がっておるわけではございませんが、ほかの地域なんかでも人口の減少化が進む地域の高等学校等の統合整理、これは生徒の視点にとっても、先生の視点にとっても、あるいは学校というか、財政の面からしても妥当なシナリオだとは思いますが、そういったことが流れとしてあることは確かでございます。

病院が少ない、スーパーマーケットが少ない、学校がない、そのフィールドで地域を活性化していこうと、こういうわけです。だけど、先ほどの話で、子どもの学校の切り口からすれば、それは教育の効率やら質を高める意味でも、統合整理ということは念頭に置かんならん。このギャップを30人でも高等学校を存続してくださいというのは通らない話。だけど、前提にすると、ますます過疎化というか、疲弊が深まる。このギャップを埋める機能というのはないのかなと。

例えば、今、全国的に水産を、例え話でございますが、水産を目指す学生が減ってきておるので、水産学校も減ってきています。三重県は今フードイノベーションも含めて、水産業、1次産業を活性化しようと思ってるいろんな挑戦をしております。漁業の先ほどスマートハーバーといいますか、そういうこともやってみえます。新しい漁業やらつくる漁業も挑戦をしてみえます。

それは格好の教材といいますか、カリキュラムにもなり得る話なので、例えばそういったことに水産高校という、全国的にも減ってきておるから、だ

けど、これからドメスティックな産業が必要だと。食料の確保が要るんだという意味から、全国から募集をするような、今でも建前は近傍にはなっておるんですが、そういった戦略を、コンテンツも含めてやるような案をどこかが考える機能があれば、ひょっとすると今の知事の情報発信しておる説得力も含めてあると可能なのかなというような思いがございまして、その辺のお考えをお聞かせいただきたいと、お考えというか、感想をお聞かせいただきたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 過疎化の進む地域においての、今、吉川議員から学校を切り口とした活性化のアイデアをいただきました。南部地域の観点から、あるいは過疎化への対応という観点からでありますけれども、県では本年度から、先ほど御紹介いただきましたように、南部地域活性化プログラムの中で若者の働く場の確保、定住促進というのを目標として取組を始めています。

課題はまた多岐にわたることから、今回横断的というのがキーワードだというふうに吉川議員のおっしゃっていただきましたように、南部地域活性化推進本部を立ち上げて横断的に取り組むことといたしました。現在南部地域の市町、学識経験者及び県で設置した南部地域活性化推進協議会において、市町のニーズを把握しながら、様々なテーマで勉強会や事業化の検討を行っています。

先ほど御提案いただいた、例えば水産業で全国からそういうものに携わりたい生徒を受け入れられるような高等学校の整備ということでもありますけれども、確かに全国でも何らかの特色を出すことで、大幅に増えるか増えないかは別として、注目を集めて人が増えている。

例えば、沖縄県の名護市に名護商業というのがありますが、そこは普通の商業高校からITと金融のプログラムを、メルリリンチという外資系証券会社を入れて金融プログラムをつくったんですけど、それによってちょっと生徒が増えたりとか、そういうのもあるんですが、そういう特色を出していくというのは非常に大切なことだと思いますし、一方で、水産高校も

いろいろ防災のこととか、あるいは子どもたちに自分たちが教えるとか、いろんな特色を出して一生懸命進めてくれているというのがありますので、そういうのも踏まえまして、協議会でいろいろ議論をしていく中での、先ほど御提案いただいたことについても今後の議論の参考にさせていただければというふうに考えております。

〔12番 吉川 新議員登壇〕

○12番（吉川 新） ありがとうございます。唐突な話なので、具体的なお答えは期待をしておりませんでした。ただ、県の中でそういう切り口を検討する機能が欠けておるんじゃないかなと。そこら辺も念頭に置いて今後の県政運営をよろしく願い申し上げます。

もう1点、外部の先生というか、能力を学校教育に導入されたらどうかと、こういう話、これはもう既に学校現場で非常に多くのケースで導入がされてきております。県の関係機関でも、今の埋蔵文化財センターがいろんなツールも、教育プログラムも提案しながら、継続的に出前授業もやっておみえのようでございます。その間、旧の名前でいくと環境科学センターとか、今の森林部のローカルでは林業の教育を小学校と組んでやっておる事情もたくさん承知しております。

ただ、そうした動き、流れになってきておるんですけども、先生と提供者の合意のもとにやられて、組織的ということまではなっていないのかなと。そこら辺を、教育プログラムを含めて仕組みに近づけるような御努力をされれば、より生きたい教育につながるんじゃないかなと思うんですが、いかがでございましょうか。

〔真伏秀樹教育長登壇〕

○教育長（真伏秀樹） 体験学習等を行うマッチングといいますか、そういう仕組みづくりについてのお尋ねかというふうに思っております。御紹介がございましたように、各学校のほうではいろんな総合的な学習時間ですとか、特別学習の時間に地域の専門家の方に来ていただいたりとか、そういう形で、例えば米、野菜づくりなどの農業体験をすとか、それから、海辺の環境保

全活動に取り組むとか、いろんな形で地域の特性等も生かした形での体験学習というのが実施をされておるところでございます。

県の教育委員会では、こうした学校の取組を支援しようということで、平成23年度に、これはホームページ上で開設したものでございますけれども、本物文化体験教育というのをつくりまして、三重県の持っています自然ですとか、文化などの様々な体験プログラムをそこに掲載いたしまして、学校が教育活動の目的に応じて検索し活用できる、そういう仕組みもつくっておるところでございます。

また、県立の鈴鹿青少年センターですとか、それから、熊野なら熊野少年自然の家ですね。そこでもいろんな形で創作活動ですとか、自然体験活動なんかのメニューをつくりまして提供もさせていただいておりますし、御紹介がございましたように、埋蔵文化財センターでは出前講座をやったりとか、それから、文化財を題材にした形での紙芝居ですとか、それから、すごろくをつくったりとか、いろんな形で授業の実践例の作成を行いまして、体験的な授業の実践ということで役立てておるところでございます。

昨年度私ども三重県教育改革推進会議という審議会があるわけなんですけれども、その中でも協働教育の推進でございますとか、それから、地域とともにつくる学校づくりというのをテーマにいろいろ審議をいただいたところなんですけれども、その中でも身近な地域ですとか、本県にかかわります教材の開発ですとか、それから、郷土教育への外部人材の活用、農山漁村の地域資源を生かした形での体験活動の推進の取組というのが大変重要だということをお勧めもいただいたところでございます。

そのために、新県立博物館との連携によります学習機会の提供ですとか、それから、文化財等の地域資源を活用いたしました取組など、様々な取組を、学校だけでなく地域や文化財の所有者等との連携も含めて進めていくことが大変大事だというふうに思っております。県の教育委員会といたしましても、こうしたことを踏まえまして、より実効性のある取組とそれから効果的な情報発信を行う中で、体験学習者の提供、それから、学校とのマッチングの仕

組みがよりうまく進みますように、一層の取組を進めていきたいなどというふうに考えております。

以上でございます。

〔12番 吉川 新議員登壇〕

○12番（吉川 新） 県立博物館のことにも言及していただきました。私も県立博物館が今後立派に運営されると思っておるんですが、建物の中だけじゃなくて、外に出て初めて意義も発している。そこに言及をしていただきましてありがとうございます。

次に、福祉、障がい者雇用の問題についてお尋ねいたします。

去年、順位はともかくとして、三重県で960人の雇用があったということで大変喜んでおります。労働局におきましてはプロジェクトチームをつくって、最悪の状態を脱したいという努力の結果かなというふうに思っておりますし、それに県も同調されて一生懸命御努力をされたというふうに伺っております。

ただ、先ほど県が率先実行していかないとぐあいが悪いという話をさせていただいたわけですが、公機関では県庁はともかく、県庁はもちろんのこと、警察におきましても、企業庁におきましても、すべてノルマ以上の数字を残していただいておりますが、悲しいかな、教育委員会だけは目標が達成されていなかったというような状況でございます。職場の形からして大変な話だと思んですが、今度来年からはまた0.2%上乘せされるという状況になって、決意のほどをお願いいたします。

〔真伏秀樹教育長登壇〕

○教育長（真伏秀樹） 教育委員会におけます障がい者雇用の現状について御説明を申し上げたいと思います。

現在、教育委員会としての障がい者の雇用率でございますけれども、教育委員会事務局、それと県立学校、公立の小・中学校を合わせまして、平成23年6月1日現在でございますけれども、1.74%という状況でございます。雇用者数につきましては、平成22年度より17人増えまして193人というふうになっ

ておりますけれども、残念ながら御指摘のように法定雇用率は2%でございますので、それには至っていないという状況でございます。

少し言いわけめいたことになって恐縮なんですけれども、平成22年7月に法の改正がございまして、一部算定方法が変わったわけでございます。障がい者の就業が難しい教員等の職種につきましては、その対象となります人数を控除する割合というのが、従前は35%あったのが25%に引き下げられたという部分、それと、短時間勤務の職員もその対象にするという改正がございました。大変言いわけめいたことでございますけれども、もし改正がなかったとすれば2%を超えているような状況であったわけでございます。そういうことを言っているけれども、現実には2%を超えていないのが事実でございます。

こうしたことから、この24年1月に障害者採用計画を新たに策定いたしまして、現在その法定雇用率を達成するため、2年間で28人の採用を目指して今取組を進めております。障がい者雇用の対象の方は大部分が教員ということになりますので、教員免許状を有する障がい者の方が非常に少ないという状況もございます。こうしたこともございますので、毎年県内外の教員の養成大学を訪問いたしまして、教員採用試験の受験の働きかけ等についても行ってきておるところでございます。

こうした中で、特に障がい者を対象といたしました教員の採用につきましては、特別選考というのも実施をいたしてございまして、その年齢要件についても60歳未満まで受験機会を拡大するとか、それと、小・中学校事務職員の特別選考についても実施をしているところでございます。特に平成24年度からは新たに県の教育委員会事務局、それと県立学校のほうで業務補助職員6名をモデル的に任用いたしまして、さらに特別支援学校のほうでは非常勤の実習助手のほうの任用も進めているところでございます。

今後は、先ほど御紹介がございましたように、教育委員会の法定雇用率が現在の2%から2.2%に引き上げられるということが盛り込まれております。教育委員会といたしましても、これまでの取組を着実に進めてまいるとともに、本年度から実施をいたしてございますモデル的任用の成果と課題を検証す

る中で、障がい者の方の障がいの状況に応じて働くことができる業務内容の工夫ですね。そういうことも通じてより一層非常勤職員の任用の拡大など、一層の障がい者雇用の推進に努めていきたいというふうに考えております。

〔12番 吉川 新議員登壇〕

○12番（吉川 新） 業務補助員に障がい者も充てるとか、新しい切り口の挑戦もしていただきましてありがとうございます。同じ教育委員会の分野でございますけれども、特別支援学校の先生方は大変な御苦勞をされて、去年は大変いい数字を出していただいたのかなというふうに思っております。

やはり今まで採用していただいた企業の経営者を呼ばれて、それから、また採用していただきたいような企業の人事担当者等を呼ばれて、それで親御さんやら学校でそういう説明会を開くとか、足でも一生懸命稼いでおみえです。その経過、今のビジョンの目標値を既に去年想定より上回っておるような状況でございますが、ただ、この中で一つ、その担い手になっておる方が、やっぱり緊急雇用の財源で雇われてみえるそういった方があるようですので、国の動向、予算の動向によってそういった動きにブレーキがかからないようなことをまたよろしく御配慮していただくようお願い、これは要望でございます。

続きまして、同じく障がい者なんですけど、去年、今まで作業所等などの工賃といたしますか、月給といたしますか、非常に平均的に21年度が月1万3200円、三、四年かかって二、三百円上げるのに苦勞したというようなことで、去年に共同受注窓口を設けられて、そこら辺の工賃アップの努力はしていこうということになったようでございます。非常に注目をして期待もしておるんですが、その辺実績はどうだったのか。どのような戦略で行っておるのかということをお聞きしたいのが1点と、もう一つ、そういった流れの中で、別途県にも障がい者を雇用されてみえる企業から物品や役務を優遇購入しようという責務もございます。そこら辺もちょっとこの二つを実績やらどうだったのかをお聞きしたいと思います。

〔北岡寛之健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（北岡寛之） 共同受注窓口につきまして2点お答えさせていただきます。

議員御指摘のように、福祉的就労事業所で働く障がい者の方が受け取る工賃、本県の平均月額、22年度のデータでございますが、1万2500円程度と極めて低い水準にございまして、こういった状況を改善するために設置いたしました共同受注窓口でございますが、昨年9月から実質的に活動を開始しております。業務の受発注に必要となる各福祉的就労事業所の作業能力等の把握や企業訪問による事業PR、業務発注依頼、製品販路の開拓などを行ってきております。

その結果、段ボール組み立て作業の受注やくみひも、それから、パンなど自主製品の販路拡大につなげることができましたし、また、本年3月には東北支援バザーを開催いたしまして、東日本大震災により被災した東北地方の障がい者施設の商品とあわせて県内障がい者施設の商品を共同で販売したところでございます。しかしながら、共同受注窓口を通じた販路拡大に当たりましては、窓口自体の周知とともに、発注者や販売店の信頼を得るための自主製品の品質向上や粘り強い営業努力が必要となります。また、関係団体や行政による積極的な支援も重要であると考えております。

今後は企業等からの業務発注量を増やすため、引き続き事業PRなどの情報発信を積極的に行い、県、市町等における官公需の受注促進の取組や関係団体等への業務発注の働きかけを行うとともに、受注者側の体制の充実も図っていきたいと考えております。また、発注に協力的な企業等について、県ホームページで公表するなど、発注者の意欲を増大させるための仕組みづくり等の取組も進めていきたいと考えております。

それから、2点目の県としての取組でございますけれども、共同受注窓口事業を効果的に推進していくためには、官公需の拡大は重要な取組であると考えております。このため、障がい者の支援施策に総合的、横断的に取り組むことを目的に庁内に設置いたしました三重県障がい者支援施策総合推進会議の場を活用いたしまして、共同受注窓口を通じて提供できる物品や役務の提

供などについて、各部局に情報提供を行い、官公需の拡大を図るとともに、その実績を明らかにしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

〔12番 吉川 新議員登壇〕

○12番（吉川 新） 前向きな姿勢、ありがとうございます。

実は先ほどの障がい者雇用の話ですね。各企業にいろんな労働局やら、県職員やら、今の福祉関係者やら、いろいろ行っている。同じターゲットに先ほどの共同受注の方も行ってみえる。障がい者の受け入れ機能をよくしましょうという意味では一緒の事業でございますので、例えば未達の企業に対して、そうしたら雇用までようせんのやったら仕事ぐらいちょうだいか、そういった営業も要るんじゃないかなというふうに思っているわけです。これが冒頭に申し上げた一枚岩で趣旨に沿って各部局が取り組んでいただきたいという意味でございますが、そういった中でそういった複合的な話、それから、県庁内の率先で県の各部局の発注状況なんかも見える化するとか、そういう話。

それから、もう一つは、今、全国的にそうでございますが、やはり中小の企業については、なかなか環境整備の負担だとか教育の負担が大きくて、雇用率が上がっていない状況でございます。特例子会社という制度、資本関係があるとか、そういうようなところには制度があるんですが、それをもう一つ中小ばかりを集めて、仕事も提供していただいてカウントされるような新しい仕組みもすれば、企業側もウイン、障がい者側もウインと。手続やら仕掛けるのも大変でございますが、そういった抜本的な対策、複合的な対策を今後検討していただきたいと思うんですが、この辺の、これも感想で結構でございますので、お答えいただければと思います。

〔山川 進雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（山川 進） 先ほどの特例子会社の話でございますが、国は平成21年度に中小企業さんがなかなか小さいと障がい者雇用が進んでいないということから、新しい制度として事業協同組合等算定特例というのを設け

られました。ということで、今までは資本関係にあるところだけというような限定でございましたが、こういう制度の拡充で特例子会社がございました。企業グループ算定特例から事業協同組合等算定特例、こういったものを私もはっきりPRして、障がい者雇用が促進できるようにしていきたいと考えております。

〔12番 吉川 新議員登壇〕

○12番（吉川 新） ありがとうございます。やっぱりいつまでも実現できないときには有効になるような新しい仕組み、またはその取組が大事かと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

最後に、今回の紀伊半島の大水害に起因して、宮川もそうなんです、県内各河川で土砂の堆積が進んでおります。局部的に言えば井堰といいますか、小規模な堰の機能が前も後ろも埋まっておって機能しないとか、農業用の取水ポンプがもう出水のたびに埋まるとか、そういった弊害が出ておりますし、何よりも土砂が多いということは、家庭の流水はその砂の、砂利の下をくぐるのが考えられますから、やっぱり魚とか生体にも余りよくないんじゃないか。

何よりも次の出水で簡単にまた洪水につながるとか、そういった意味からも速やかな自然河川の回復というものが必要だと思っておりますが、そういった中で、今までは河川の土砂を取り除くのは建設の骨材としての砂利採取という手法で、業者さんの申請を受けて有価で取っていただくという仕組みと、災害復旧だとか、河川の維持管理の公的な工事で公費で除去するという二つの方法があったのかなと思うんですが、砂利採取で有用材として取っていただくのは、御承知のように日本の建設資材の骨材の需要トレンドが大きくかかわっております。

河川の砂利のシェアはどんどん減っております。砕石が増えています。丘砂利といいますか、それが増えております。高層ビルなんかでは軽量骨材が開発されてといったようなことで、ですから、採取業者さんからすればすぐに売れるときに有料でも採取しようという話なんです、すぐにニーズが

ない。ましてや、今回の災害のは泥はまじっておるわ、れきから岩がまじっておるわということで、品質として採掘できないような状況でございますが、ただ、すべてが悪い土砂かというところでもなく、利用できそうなものもあるわけです。

画一的に判断するんじゃなくて、業者さんもよくて全部税金で賄わなくてもいいような第3の方法を検討しないことには、なかなか土砂の取り除きといったものが時間のみかかって進まないんじゃないかという心配をしております。まして、いい考えはないものではないかというのが質問の趣旨でございます。

〔土井英尚県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（土井英尚）** 河川の堆積土砂の撤去は緊急かつ重要な課題と認識しております。河川の閉塞状況とか、はんらん時の周辺の状況、こういうようなものを、まずそれに応じまして、今、議員に言っていただきました砂利採取を活用する方法、次に災害復旧、財政の負担も含めてということで災害復旧、さらに河川改修、河川の維持管理として行う方法により鋭意対応してきたところでございます。

堆積土砂の品質の問題や土砂撤去の準備にかかる費用が負担となるということもございまして、砂利採取を活用できる箇所が限られている。議員の言っていただいた需要がないというのも一つの原因だと思っておりますが、このために堆積土砂を財政負担が少なく迅速に行えるように、砂利採取業者と協議の上、河川内の例えば木とかヨシとか表土、上のほうにヘドロとかたまっているような場合もあります。そういうような表土の処理及び河川測量等を県が改めて実施できる、行えるようにするというようなことも改善策を今取り組んでおります。そういうように砂利採取の活用を積極的に進めるのが一つの方法だということで取り組んでいるところでございます。議員御提案のその他の方法についても、今、鋭意いろいろ研究をしたいと考えているところでございます。

以上でございます。

〔12番 吉川 新議員登壇〕

○12番（吉川 新） いずれにしても、外部の要因で何かが進まないというような事業の進め方じゃない必要があるんじゃないかな。そういった意味で、今お答えいただいたようなもう一つのコストも下げて進めるというような方策の一つじゃないかな。ただ、まだまだ足りないような気もいたしますので、ぜひ今後の御検討をしていただきたいと思います。一日も早い自然の河川の回復に努めていただきたいと思います。これで本日の私の質問を終えます。どうもありがとうございました。（拍手）

休 憩

○議長（山本教和） 暫時休憩いたします。

午前11時59分休憩

午後1時0分開議

開 議

○副議長（舟橋裕幸） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（舟橋裕幸） 県政に対する質問を継続いたします。35番 竹上真人議員。

〔35番 竹上真人議員登壇・拍手〕

○35番（竹上真人） 皆さん、こんにちは。知事、おめでとうございます。自民みらいの闘う県会議員、竹上でございます。

実を言いますと、県会議員になってから10年目を迎えますが、午後から質問するのは初めてでございまして、多少の戸惑いがあるんですけども、皆さんを睡魔に誘うことのないように努めていきたいと思っております。

さて、テレビをごらんの皆さんには私の服装はどう映るでしょうか。三重県議会はことしからクールビズの一環で、本会議場も上着、ネクタイなしで

オーケーということになりました。実は今日私が着ているちょっと派手なシャツは松阪木綿なのであります。

本日松阪市選出の議員、笹井議員、後藤議員、中西議員と4人全員が党派を超えて松阪木綿を着て議場に来ております。スーパークールビズということで、松阪の、この後中西議員が質問をまたしていただきますが、2人の質問日が重なりましたので、地元の議員さんに諮りましたところ、大いに賛同いただき、全員そろってということになりました。

少しうちくを述べますと、この松阪木綿というものは5世紀後半に大陸から渡来した呉織というはた織りの子孫たちがルーツだそうです。見てのとおりに藍染めで、濃紺の縦じま模様のもので多いのですが、これは御朱印船貿易で活躍した角屋七郎兵衛が今のベトナムあたりから持ってきた柳条布という布の国産化でありまして、松阪の女性たちの高い美意識と技術とでつくり上げられた着物なのであります。ついでです。ついこの前の江戸時代には、大ヒット商品となりまして、何と年間50数万反を江戸に送ったと記録に残っております。

当時の江戸の人口はおおむね100万人、1反は1人分の着物の量ですから、ざっと江戸庶民の2人に1人が1年間の間に松阪木綿を買った勘定でして、今のユニクロの比じゃないほどの売れ行きだったようです。すごいだろう、松阪木綿ということで、三重県内ではまだ余り知られていないようですので、こうした機会にPRさせていただきたいと思います。

と地元自慢はこのぐらいにさせていただいて、それでは発言通告に基づき質問に入ります。

さて、久々に県立病院についての質問をさせていただきます。前回は平成18年ですからはや6年がたったことになります。その間にこの県立病院ほど組織を含めて大きく変わったところはないと言えます。

経緯を大まかに説明します。北川県政時代に病院事業会計の刷新が求められ、病院事業庁ができて上がり、公営企業法の一部適用から全部適用となった。また、県立病院の採算の独自性が言われ、各病院ごとに決算を出すようにな

った。そんな中、研修医制度の改悪とともに医師不足が顕著化し、我が県でも条件の悪い僻地などの地域から順に医師がいなくなり、東紀州地域や伊賀地域で本格的に医師不足に陥った。県では、こうした状況を改善したい思いから病院改革に着手しました。中でも大きかったのは、病院事業の在り方検討委員会で、平成20年に答申がなされた内容は、総合医療センターは地方独立行政法人、志摩病院は指定管理者、一志病院は民間移譲、病院事業庁は廃止となっています。

県ではそれを受けて基本方針案を策定、ほぼ答申に添う形でしたが、その後、可能性詳細調査を行った結果、幸か不幸か、一志病院については受け入れる民間事業者がない状態で、当分の間県立県営での運営とし、総合医療センターと志摩病院を先行させる形で基本方針をまとめました。その結果は説明するまでもなく、総合医療センターは地方独立行政法人、志摩病院は指定管理者になり、現在の形になっています。一志病院が残ったおかげで、病院事業庁の廃止もできずにそのままの状態になっています。これが今までのざっとした経緯ですが、じゃ、それからどうなったのか。事態は好転しているのかと。皆さんも御存じのとおり、悪くなっていると感じている方のほうが多いように思います。

ここでその昔、私が主張したことを大まかに言いますと、当時医療関係予算は60億円で、そのうち県立病院に50億円を使っていた。私が住む松阪市でも、東紀州でも、伊賀でも、全く県立病院に関係ない県民が単純計算で年間2700円を負担している。県は広域行政としてあまねく県民に適正な医療を提供する立場にあり、余りにも偏っている。是正すべきだ。そのために、合併して財政規模も大きくなったんだから、一志病院と志摩病院は津市と志摩市に引き取ってもらったらどうか。総合医療センターとこころの医療センターは縮小したらどうかといった提案をしたんです。さらに、病院事業庁は要らない。全部適用を一部適用に戻してはどうかということを申し上げた。

今、振り返ってどうなったかということ、医療関係予算は、ことしですね。平成24年当初で約129億円、県立病院などの4病院に83億円が流れている。

残念ながら3分の2がいまだに県立病院に充てられている状態です。とはいうものの、医療全般の予算は大体46億円、医師不足などを反映して医師確保対策だけでも8億8000万円、平成18年当時がこの医師確保7000万円程度ですから、10倍以上に大きく伸びています。必要に応じてというところも多々あるとは思いますが、押しなべてあまねく県民への福祉は向上している。

ただ、残っている問題をどう解決していくのか。私はいまだに一志病院は津市が面倒を見るべきだと思っています。何せ病院勘定の9割以上が旧の美杉村と白山町の方で、単純に旧の基礎自治体単位で考えれば県立としての存在意義が僻地医療としてはあったでしょう。しかし、合併により新たに津市となって、県立病院として機能するのでしょうか。

津市でも努力はしていただいています。寄附講座というものを設けて、ことしから年間3400万円を使ってもらいます。単純に言うと、人件費を負担してもらおうということです。最近では家庭医療とかいう総合医療の拠点という話ですが、平成18年当時は緩和ケアの病院として整備するかどうかで大もめになっていたんです。それが県立として残るとなったらいきなり家庭医療という言葉が出てきた。役人の考えることはすごいなど当時は感心しました。もちろん皮肉です。

そして、問題は病院事業庁です。事業庁自体は総勢16名と小さな組織で、現在の病院も含めた全体数285名から見れば微々たるものと言えます。しかしながら、問題は、病院経営は格段に専門性が求められているということにあります。現在、各病院はD P Cといって包括的に保険点数を確保する方向にあります。自治体病院での成功例は私のまちの松阪市民病院で、詳しい話は省略しますが、相当に医師やコメディカル、事務職が一体となって取り組んで初めて効果の出るもので、市民病院の先生に言わせると県立は相当に甘いなんてことらしいです。

いずれにしろ、プロパー職員の養成が本当に大事で、今のような中途半端な状態では何もできない。早く新体制に移行するならばしたほうがよいように思います。これは極端な話かもしれませんが、こころの医療センターをここ

ると身体の医療センターにして一志病院を分院とすれば、一応は1病院の経営となり、病院事業庁は直ちに廃止できます。経営というものの本質を考えると、私はそういう方向に行くほうがいいように感じています。

実は前には一部適用に戻したほうがいいと思っていたのですが、それですと医師や看護師の待遇面がどうしても行政職に引っ張られるし、プロパー化ができなくなる。いずれにしろ、病院事業庁をなくしていく方向で進めていくべきです。我が県の本当の問題は医師不足の解消であると私は思っています。県内に数ある医療機関を補助し、確実に地域の医療も守っていくことが県としての責務であると考えます。

そこで、知事にお伺いいたします。

まず、知事も就任1年目を振り返って、医療が一番成果が上がりにくい、難しいとのコメントをしていたように記憶しています。そして、私は、鈴木県政は成果を上げることを目指して原因究明を徹底し、その対策をとる。これが鈴木県政の真骨頂であると思いますが、この医療行政の何が原因で進んでいけないのか。どういった対策を練っているのか。まずは知事の思いの部分をお聞きしたいと思います。

次に、野呂県政時代に決定した基本方針について、鈴木県政においても変わりなくこの基本方針どおり進めていくのかお聞かせいただきたい。

3点目は、一志病院、そして、病院事業庁はいつまでなのか。もしくは、どちらかを先行させて改革に着手する考えはないのか、お聞かせください。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 私も昼食時に使っているはし入れは松阪木綿でありまして、今日竹上議員はこの服やなど思いながらお昼を食べていました。

それはさておきまして、先ほど3点御質問をいただきました。まず、医療政策を1年振り返ってどういう原因、そして、それを徹底究明して成果を出していくということでありますけれども、本当に急速な少子・高齢化の進展、あるいはライフスタイルの多様化、生活習慣病の増加などの疾病構造の変化、医療技術の高度専門化、県民の医療に対するニーズの高まりなど、医療を取

り巻く環境は著しく変化をしております。こうした社会の変化に医療人材の確保や仕組みづくりが追いついていないために、地域の救急医療体制の問題など、医療提供体制の維持確保が厳しい状況に置かれているものと認識しています。

この1年の地域医療政策を振り返りますと、地域医療再生計画に基づきまして桑名市民病院と山本総合病院の再編統合に着手したほか、ドクターヘリの導入による救命効果の向上、伊賀地域における医師派遣を伴う寄附講座の設置支援、地域医療支援センターの設置など、一定の取組を進めることはできている部分もあるとは思いますが、しかしながら、県民の皆さんが安心できる医療を提供するためには、医師や看護師をはじめ専門的な資格やスキルを必要とする人材の確保、養成や、医療機関の再編統合における住民をはじめ多くの関係者との調整などに一定の時間を要するというのも成果がすぐにはあらわれにくい要因の一つでもあるというふうに考えております。

医療には特効薬となる施策がないし、短期的に成果が上がりにくい、そういう点が私は難しいというふうに思っておるところでありますけれども、その原因を究明して、いろいろな事業を積み重ねて、総力戦で対応していかなければなりません。今後は地域医療再生計画に掲げる各種の事業等を着実に進めることで、急性期から回復期、在宅までの切れ目のない医療提供体制の構築を目指します。

また、県内医療機関で勤務を開始する医師修学資金貸与者が段階的に増加することから、これらの医師の県内での定着に向けて、本年5月に設置した三重県地域医療支援センターにおいて医師のキャリア形成支援と医師不足病院の医師確保支援を一体的に行う取組等を関係機関と連携しながら進めてまいります。いずれにしましても、中長期の視点を持って医療政策を進めていきたいと考えております。

そういう意味では、原因がこれでこれをどういうふうに取り崩していけばいいのかということについては、これまでの一定の蓄積はあるものの、根本的なここをこうすればこうなるというような部分についてはまだ私自身も発

見し切れていないところでありますので、もう少し自分自身ももっと現場の様子も勉強しながら、今、竹上議員から御指摘いただいたような、まさに鈴木県政では原因を徹底究明して対策をとっていくということをやっていききたいというふうに思っております。

それから、2点目の基本方針どおり進めていくのかという点については、これは議会でも十分御議論いただいての県立病院改革に関する基本方針でありますし、県民の皆さんに良質で満足度の高い医療を安定的、継続的に提供することを目指すというものでありますので、今後も引き続き県立病院改革に関する基本方針に基づいて改革を進めていきたいと考えております。

それから、3点目の一志病院と病院事業庁の点であります。どちらか先行して改革する考えはないのかということでもありますけれども、病院事業庁につきましては、平成23年3月に公表しました県立病院改革の工程等の中で、一つ目は、総合医療センター及び志摩病院の新たな運営体制への円滑な移行を確認するということと、二つ目は、一志病院についての検討結果を踏まえることなどが必要となることから、これらの状況を勘案した上で廃止の時期を決定するということとしています。

その意味でどちらかということであれば、まずは一志病院の病院機能の向上や一志病院の今後という部分について道筋をつけるというのが先だというふうに私は考えています。それはなぜなら、病院改革も、その医療も、県民や地域住民の皆さんの命を守るためにあるわけでありまして、そこを優先すべきだと考えております。

先ほど議員のほうからも御紹介いただきましたように、一志病院は平成24年度からの家庭医育成拠点の整備や津市による寄附講座も含めた取組により病院としての機能が一層高まっていくことになると考えており、これらの取組の成果も踏まえながら、引き続き結論までには一定の期間を要するとは思いますが、津市、三重大学とともに一志病院のあるべき姿に関する議論を深め、実行をしていきたいというふうに考えております。

〔35番 竹上真人議員登壇〕

○35番（竹上真人） ありがとうございます。

私の言い方が悪いのか、回りくどいのか、なかなか議論がかみ合わないところがあるようには感じているんです。私がなぜ今回この質問をしているのかといいますと、この議論をもうそろそろ終わりにしようという思いからです。

あの病院改革のときに、一志病院を民営化するといった議論では、地元住民や地元議員など様々な方が反対をされて大変な騒ぎになりました。それを目の当たりに我々はしたんです。もし自分が地元議員であったならば、同じことをしていたかもしれない。それほど公立病院をなくすというのは大変なことです。ですから、私は、行政体は違うといえども、基礎自治体である津市、あるいは県立のまま一病院への経営への移行を今日は訴えたつもりなんです。

現実にこの春、病院事業庁は1056人から285人にまで実に771人、人は減ったんです。人を物のように扱う発言と怒られるかもしれませんが、単純に言うとなる改革は終わった。こころの医療センターはそのまま県立にもとから残る予定ですから、その218人を引くと、285人から218人を引くとわずか67人の処遇の話が残っているだけなんです。地元の反対を押さえて職員組合と対峙をして一体何の得があるのか。

それよりも一志病院をまず公立病院として残す。病院改革で不安定な状態から職員を解放した上で、ちゃんとした経営ができるように病院事業庁をなくす方向で幕引きを図って、これからの本当に対峙していかなければならない医療問題、例えばこの春から医療の支援センターが立ち上がった。これを本当に形あるものに運営をしていかなくちやなりません。

ドクターヘリもやっと始まった。医療人材の確保、育成、救急医療の体制、いろんな医療問題、これに特化できる体制をつくるほうがもっと大事だと私はそうやって思っています。知事はそのように考えませんか。もうそろそろ片をつけようじゃありませんか、これ。その上です。過激な言い方ながら、私は県立というだけで3分の2の医療予算を注ぎ込み続ける県の医療政策に

はどうも納得がいけないんです。本来的に県という広域自治体は、広く県民に医療を適正に提供するほうに重点を移していかなければならないと思っています。知事の基本的な考えをお聞きしたいと思います。

○知事（鈴木英敬） まず、今、竹上議員が御提起いただいた点についてどうかという点につきましては、一志病院を公立病院として存続させていくということにおいても、今、議員が御指摘いただいた津市ということについても、それはやはり相手方もあることですから、いずれにしても一志病院のあり方というものを、先ほど申し上げましたとおり、津市や三重大学と一緒に協義をしていくということで、地域の住民の皆さんにやはり迷惑をかけずにやっていくということが大切だと思いますので、この場でこうだということを申し上げることはできませんが、いずれにしても、一志病院のあり方を津市、三重大学と一緒に協義をしていくと。その中でいろんな議論をしていくということなんじゃないかというふうに思っています。

それから、3分の2を注ぎ込んでということにつきましては、冒頭のほうに竹上議員もおっしゃっていただきましたように、医療予算は全体でこの近年増えていると。それ以外の医師確保のところであるとか、そういう部分についても政策的経費として支出しているということについてはお認めをいただいていると思いますので、その部分についてもしっかりと、今回選択・集中プログラムの中にも命と健康を守る医療体制の確保プロジェクトを入れたところでありますから、その点はしっかりと進めていきたいというふうに考えておりますし、その中でも医師確保、あるいは救急医療体制の整備、あるいはがん対策というようなことが結構政策経費の中では重点部分になってくるわけなんです、それをやっというと思うと、系列病院の中でそれを担うために必要な機能が、高度特殊医療であるとか、救急医療の面とか、人材という面で、やはりその基盤となってくる部分が県立病院にあるというのも事実だと思います。

したがって、そういう重要な役割を果たしているという観点からも、一般会計から必要な額を支出しているということではありますが、また一方で、県

内のいろんな課題に対応するため、災害拠点病院とか、二次救急医療機関耐震化、救急医療体制の整備など、県立病院を除く医療政策予算も増額してきたところでありますので、いずれにしても、全体像、先ほど一番最初の御質問いただいたことに戻ってくると思うんですが、何が根本原因でどういう取組をしていかなければならないのかという中で予算配分をしっかりとっていくということだというふうに考えております。

〔35番 竹上真人議員登壇〕

○35番（竹上真人） ありがとうございます。

知事のおっしゃることを私はよくわかります。それで、やっぱり医療の話というのは、知事も答弁でおっしゃられたとおり、総力戦で挑んでいかないと解決していかない。いまだに三重県内の、特に病院に勤務している医師数は全国44位というふうなデータだそうでございます。

やはりどうしても医師不足というのは非常に厳しいということなんだろうと。ですから、私はこの病院改革の議論、もう不毛な議論というつもりはございませんし、今まで長い歴史の中で県議会もかかわって様々な議論をしてきました。ただ、事ここに至って君子豹変するでも別にいいんじゃないかと。それよりも、もっともっと我々はやらなくちゃならんことが残っているんじゃないかと。そんな思いで今日は発言をさせていただきました。

何年か前に私自身もこの病院の過激な質問をいたしました。それも一つの契機で、こうした改革も進んでいったのかなという思いもありまして、そろそろ幕引きをしたい。そんな思いで質問をさせていただいております。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

実は前回ですね。臨時議会で戦略企画雇用経済常任委員会の所属になりました。調整要員の悲しさとお申しましょうか、所管事項の項目ですが、特に確認しておきたいことだけ知事にお聞きします。

何かというとアンテナショップです。全国的にアンテナショップは首都圏に31道県、35施設が設けられています。知事は余りアンテナショップという言い方は好きじゃないということらしいですが、御勘弁ください。黒字経営

は二つだけ、沖縄と北海道です。この二つは年間の売り上げが10億円ぐらいあるそうでうらやましい限りですが、そのほかの県は大赤字です。ちなみに、一番赤字の県で1億円ぐらいを補ってんしています。

知事は選挙の公約として、このアンテナショップをつくりたいということなので、反対するつもりはありませんが、個人的にはどうかなと思っております。今まで三重県は首都圏への営業として、イベントを開催する手法を用いてきました。

つい先日もミッドタウンのレストランに三重県の食材を提供し、三重県フェアを行いました。皆さんも記憶に新しいと思いますが、そのときに我が松阪市出身の観光大使、西野カナさんがオープニングイベントに出席してくれて、イセエビを持ってそれが動いてキャーとなったんです。でも、すごいですよね。これが次の日の芸能ニュースのすべてトップを飾っておりました。こうしたニュースバリューのあるイベントは本当に効果が大きい。偶然西野さんが来てくれたというのもあるけれども、オープニングイベントだからこそ来てくれたとも言えます。常設のアンテナショップではこうしたことはないでしょう。

私は今まで三重県がやってきた取組を評価していますし、ある程度成功をおさめてきたとも思っています。特に農水関係の三重県産の食材を首都圏のレストランや料亭などへ売り込む戦略は本当に効果が大きいと常々感じておりました。こうした地道な活動は今後も力を入れてほしいと思っています。

そこで、知事にお聞かせいただきたい。私はこのアンテナショップは確実に経営的には赤字になると断言できます。多分知事もそう感じておられることと思います。でも、赤字だから悪いとは思いません。それにかわる三重県を売り出す効果があるならばそれはそれでいいことだと、こういうふうに思います。ならば、何をもちて効果とするのか。その指標をどこに置くのか、お聞かせをいただきたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 首都圏の営業拠点についての御質問でございます。先ほ

ど議員の御質問の中にもありましたけれども、現在首都圏には自治体が設置するアンテナショップが53店舗、うち同県が設置するのが35店舗あり、物産販売、飲食、観光案内、イベントなどを行っているのが一般的なパターンとなっています。しかしながら、多くの店舗では情報発信や継続的な話題づくりに苦勞されていると聞いています。一方、首都圏における三重の認知度は低く、ブランド総合研究所による2011年7月の地域ブランド調査によれば、首都圏居住者による三重の魅力度は全国43位であり、首都圏での認知度向上が喫緊の課題となっています。

こうした課題を踏まえ、本県の営業拠点施設のあり方として、三重の食や観光、歴史、文化などの個性ある魅力を効果的に情報提供し、来場された方々に対して三重という地域を強烈に印象づけ、訪れてみたいと思わせるような仕掛け、地域への入り口としてのコンシェルジュ機能が最も重要であると考えています。また、営業拠点を活用して、三重に愛着を持つ少数精鋭のコアな三重ファンの囲い込みや拡大を図っていくことも必要です。したがって、これからは単に物販中心をイメージさせるアンテナショップという呼称ではなく、首都圏営業拠点という名称で呼んでいきたいと考えています。

一方、首都圏で既に三重の物産や飲食を提供する三重ゆかりの店舗が30店舗以上あり、こうした店舗、いわば三重の応援店舗とのネットワークを構築するとともに今後一層拡大を図っていきます。さらに、三重の旬の食材というテーマでのイベントを三重の応援店舗と情報発信力の高い場所、先ほど議員がおっしゃっていただいたような東京ミッドタウンとかですね、例えば。などで同時開催し、三重に行ってみたいということを予感、体感していただくような効果的な情報発信を行うことも有効であると考えています。

さらには、実際に三重に来ていただいた方々に三重の魅力を実感していただき、リピーターとなっていただくために、受け入れ側としてのおもてなしの質の向上を図っていくことも重要です。このことから、営業拠点の機能、具体的な場所、建物、営業機能を高める仕組み、市町が情報発信したい魅力、地元の受け入れ体制のあり方などについて、県内の市町や事業者の方々と現

在議論を深めているところであります。

赤字か黒字かというお話がありました。効果の検証については、単に赤字か黒字か、それだけが首都圏営業拠点を設置した効果かどうかというので判断するのではなく、三重へ訪れてみたいという魅力、市場動向や消費者ニーズの把握、総合的に判断していくものと考えておりました、民間の皆さんとも相談しながら、経営に当たってどういうメルクマールを設定するのがいいのか。今現在機能自体を関係者の皆さんと議論をしているところでありますので、その目指すところのメルクマールとなる指標はどういう経営の観点でしたらいいのかということについては、今後も検討を進めていきたいと思っております。

ちなみに、赤字であっても補てんしていないケース、そういうアンテナショップは全県にもたくさんありますので、赤字だから行政が補てんするというものではありませんし、また常設の拠点であってもいろんなイベント、西野カナさんも来ていただけるようなイベントも含めてもちろん考えていきたいと思っておりますので、そのようなことで進めていきたいと考えております。

[35番 竹上真人議員登壇]

○35番（竹上真人） ありがとうございます。

首都圏営業拠点ね。大事なのは指標だと私は思っておるんです。今、知事も言われたように、私もそのつもりで、別に赤字や黒字やという施設でもないですよ。それよりも今言われた43位という不名誉なところをもっともっと上げていく努力を我々はしていくべきです。そのときに、じゃ、定量的にはかれる指標はやっぱり大事ですよ。それをどこに持っていくか。これは今日きちんと数字でもってということではなかったと思いますけども、今後実際につくるに当たっては、これが指標なんやということでお示しいただいて、そして、向かって行ってほしい。このようにお願いをしておきます。

次の質問に行きます。次は、三重県の中山間地の最大の課題であります獣害対策についてお聞きしていきたいと思っております。

我が会派の村林議員をはじめ、今まで本当にたくさんの議員がこの問題を取り上げております。一つトピックスを申し上げますと、この6月3日から約2カ月間、県内のC o C o壺番屋というカレーショップ全30店舗でシカ肉コロッケを販売していただきます。先日私も食べてきました。とてもおいしかったです。

ざっとおさらいをしますと、平成22年度で被害総額は約7億5000万円で、特にシカに関しては調査結果をもとに適正頭数を1万頭と決めて、調査のときに5万4000頭ですよ。それを年間約7000頭ずつ駆除して1万頭まで減らしていこうと、こういうふうな計画をもとにつくった。現実には全く逆に直近のデータで7万3000頭にまで増えています。このため、県では捕獲目標を年間1万7800頭に増やすとともに、狩猟期間の延長を行うなどの措置を講じました。しかしながら、全体としてなかなか効果が上がっていないし、多分上がっていかないと、こういうふうに思います。

そこで、本日提案したいのは、シカ肉を利用する方法、すなわち出口から対策を積極的に考え、シカを有効利用した産業を地域で起こせないかということなのであります。

じゃ、実際にニホンジカの肉の流通はどうなっているのか。どうした利用方法があるのか。それを調査するために兵庫県に行ってきました。丹波市に丹波姫もみじという会社があって、シカ肉の1次、2次処理を行い、加工品の販売をしております。調査した結果を言いますと、単純にシカ肉で売れるのはロースだけです。それ以外は売ることが非常に難しい。しかも、商品価値があるロースは1頭当たり1キログラム程度しかとれず、その他の肉の在庫が1年分たまっている状態でした。

また、この会社では、角や皮も一部販売しており、特に皮については天然コラーゲン繊維として加工し、商品化しています。全体として経営は厳しく、とんとんといったところですが、これでも成功事例として全国的に注目を集めておりまして、この問題の難しさを改めて学んで帰ってきました。

次に、今度は人間様がシカ肉を食べないのなら、ペットフードにする方法

はないかというわけで、岐阜県にある会社を訪問してきました。まず、規模的に最低月間10トンあれば商品化できるとのことでしたが、採算性としては相当難しい、厳しい。高い付加価値をつけた収益が上がる商品開発、すなわち、高付加価値化という中でしかシカ肉は利用できないだろうということでした。

それならばということで、次に高付加価値化に成功しているペットフードの会社を調査しました。従業員29名のこの会社は宮崎県にあります。もともとペットフードというものはかなりあやふやなもので、食べ物のごみや死んだ家畜を原料として使っておりまして、そうした中で人が食べられるペットフードを合い言葉にむちゃくちゃ売っています。店舗は東京に1店舗あるだけで、あとは全国発送で対応しています。

現在新たに工場をつくらなければならないほど順調に売り上げが伸びているとのことで、大体今の工場を見ると50坪程度で、手作業が中心なので、真空パック乾燥施設などの機械物の投資は約2000万円もあればいいそうです。たった2000万円です。早速県の方に全額三重県が面倒を見て、中山間地へ企業誘致できないかと申し上げたところですよ。

岐阜県でも、宮崎県でも、三重県と同じように獣害に悩まされているはずなんです。県からそうしたアプローチはないかと聞いたところ、行政の方に会うのは三重県が初めてだと言っていました。確かに行政と関係ない業界で、初めは一体何しに来るのというような感じでした。私から言わせればこれはチャンスです。ほかの自治体が気づいていないうちに早い者勝ちできないでしょうか。

さらに申し上げますと、鹿茸であるとか、鹿角であるとか、鹿鞭であるとか、単純に言うとならシカの角と生殖器ですけれども、漢方薬の原料として重宝されています。しかしながら、これは中国のアカジカのを指して、ニホンジカではこうした名称は使わないらしい。でも、これも調べた結果、成分は同じなんだそうです。こちらのほうも成分が同じなら何か使い方があるように思います。

ここまでの話を総合しますと、要するにまず第一の条件はある程度の一定量の供給体制ができることなのであります。問題は量、すなわちロットです。その上で高付加価値化、すなわち収益が期待できる事業展開が必要です。そこで、三重県で捕獲されたシカがより多く処理できるように施設の整備を補助し、また、処理されたシカ肉をまとまって出荷できるような仕組みづくりを県が推進し、すなわちロットを確保していくように取り組んでみてはどうかというわけです。

今まで県はかたくなにこの獣肉の処理は市町のことと取り合ってきませんでした。ここに来て多少の変化があるようです。今、南伊勢町で獣肉の解体処理施設をつくれなかと検討をしている真っ最中と伺っています。町長さんに聞いてみたところ、やはり町単独より広域処理の手法をとらないと難しいとのことでした。

具体的にざっと先ほどの話から、月に10トンのシカ肉を提供するには年間5000頭くらいを処理できる施設が必要になります。ですから、2000から3000を処理できる施設を県内2カ所程度です。整備できれば、事態は大きく前進すると思います。全国的に年間これだけの量を処理するところはどこにもありません。一応の成功例である丹波でさえ年間700頭ベースです。それだけのロットを確保することが一番の強みになるように思います。

ある程度の量がそろっていれば、あらゆるビジネスチャンスが訪れる。うまくいけばです。中山間地域での新たなビジネスになると考えています。ただ、今の段階では、ペットフードにしろ、角にしろ、皮にしろ、それだけで採算がとれるようなものではありません。だから、総合的に考える必要があるし、行政の支援も必要になります。

今、県ではジビエ食材と銘打って、シカ肉などを高給食材としてビジネス化できないかと進めていただいているようですが、多分ロース以外の肉が余ってきます。それをペットフード化するか、残った角や皮などを漢方薬や化粧品に利用するなど、総合的に処理をする方法を考えたらどうでしょう。今こそそうした取組に県も参画してもらいたいと思います。平成24年度は約

1200万円の予算をとっていますが、県が施設整備やその後のビジネス展開に積極的にかかわってもらうことで被害対策にも新しい局面が訪れることと 생각합니다。全国的に多分早い者勝ちだと思いますので、スピード感を持ってぜひとも御一考いただきたいと思います。御所見をお願いします。

〔梶田郁郎農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（梶田郁郎） それでは、捕獲したシカを有効活用して地域産業の創出への取組についてお答えさせていただきます。

獣害対策においては、防止さくの設置や追い払いに加えて、増え過ぎた野生鳥獣について、生息管理の視点を踏まえた上で捕獲を促進することが求められています。また、捕獲したニホンジカなどは地域資源として有効に活用していくことも必要であるというふうに考えております。

このことから、県では獣肉の利用拡大を図るため、市町や商工会、外食産業などと連携して、獣肉を使った新しい商品開発などを進めてまいりました。その成果の一つとして、先ほど議員の御紹介ありましたが、カレー専門店チェーンでシカ肉を用いたコロケカレーの販売につながったところがございます。このほかにも様々な取組を進めていますが、捕獲した野生獣の利用拡大を効果的に進めていくためには、さらなる商品開発、利用部位の拡大、供給量の確保が大きな課題だというふうに考えております。

このため、ものづくり企業など、異業種も参加しておりますみえフードイノベーションネットワーク、これを活用しまして、獣肉の食材利用の推進だけでなく、食用に適さない部位のペットフードなどへの利活用も幅広く検討し、地域の新しい産業の育成につなげてまいりたいというふうに考えております。

また、供給量の確保に向けましては、獣肉処理の広域連携や施設整備につきまして、関係市町や地域の被害防止対策協議会と連携して調査検討を進めます。なお、施設整備に当たりましては、国の交付金や県の補助制度がございますが、これを活用して地域の実情に応じた取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔35番 竹上真人議員登壇〕

○35番（竹上真人） 思いのほかいいお答えをいただいたように私は聞こえましたけども、おっしゃるとおりのことでございます。ありがとうございます。

やっぱりこれは広域連携でやらないと多分無理なんです。それなりの施設をつくって運営していくとなると、やっぱり広域でないとなかなか難しい。しかも、これは県内全体の話なので、やっぱり二、三カ所行ってくるとか、ロットの話がとても大事でして、まとまった量が整わないとどこも相手にしてくれない。いろんな意味で課題は多いですけども、挑戦する意義は十分に私はあると思いますので、ぜひともお願いしたいと思います。

あと残り10分ですね。次に行きたいと思います。まだまだ言いたいことはあったんですがね。それでは、最後の質問に移らせていただきます。

昨年度森林に関する税、すなわち森林環境税についての検討会が立ち上がり、7月に結論が出ることになっています。思い起こせば、平成17年に三重の森林づくり条例を議員提出条例でつくってからはや6年半がたったわけです。当時を思い返してみると、全国的には高知県がいち早く森林環境税を導入し、先陣を切っていましたが、実は高知県は森林環境税を取って、三重県が全国に先駆けて行った生産林と環境林というゾーニングでの森林整備を始めたんです。ですから、私はこの時点では三重県は本当の先進県だったと、こんなふうに思っています。

その条例の検討の中で、新税を意識して新たな財源と書き込んだらどうだというような議論を当時はしておりました。その当時ですよ。執行部から議員提案で新たな税をつくるなんて格好が悪いので、ちゃんと税をつくるから執行部に任せてほしいと頼まれてそうしたんです。そうしたら、不況とかなんとかで流れてしまいました。今回知事の英断により大きく前進したことを本当にうれしく思っていますし、来年度からこの税をつくっていただけるものと確信しております。

さて、そこでなんです。そこで、この税をどんな形で何に使うのか。これ

が一番大事であると思います。まず、一番に考えなくてはならないことは、税は払った人に還元するべきものだという考え方です。当然森林の多面的機能というもので、国土の保全とか水質の涵養などが図られます。ですが、それ以上に平野部の方に返すような方策が要るように思います。

次に、持続可能なものではなくてはなりません。例えば一度きりとか、そういう使い方は税を毎年取る関係上控えたほうがいいように思います。さらにです。さらに、いわゆる緑の循環が促されるものであることが肝心です。環境ですね。

これら三つを勘案して、今後この新たな税の使い道を考えてほしいと思っておりますところ、先日5月31日に開催されたこの税の検討会の資料を見ると、試算として既に出ておりました、年間11億円、川上の森林整備に8億円、川下のソフト対策に3億円といった内訳になっておりました、委員からも相当異論が出たようであります。税の公平性の観点からも、川上と川下の割合は少なくとも半々にするべきだと考えます。

次に、この川下のソフト対策について幾つか提案をしておきたいと思えます。前々から思っていたのですが、小学生の机といすをこの税で提供したらどうかと、こう思うんです。仕組みは、小学1年生に入学したら三重県産の木材でつくった机、いすを提供します。これを6年間使い続ける。自分の机、いす、こういうわけです。

何しろ自分のですから、物を大切にすることを覚え、木に親しむことやこの机、いすがどのようにして自分のところに届いたのか。これを知ることによって三重の木の環境教育ができる。そして、6年生の卒業時にプレゼントすることで毎年1年生に需要があり、一定量が確保できるという利点があります。しかも、税の多く払っていただいた人口の多い地域により多く還元できる。ざっと1年生を1万人と想定すると、2億5000万円くらいでできると思います。

さらに、ペレットストーブです。最近の住宅ってスマートハウスが主流になるかもと言われています。どういうものかという、太陽光発電や蓄電池

などのエネルギー機器、家電、住宅設備、電気自動車など、ITを使ってコントロールして家全体のエネルギーを一元管理する方法で、いわゆる機械によって省エネを目指す住宅を指します。

これに対してパッシブハウスという概念があります。こちらはドイツや北欧で実用化されている高性能な省エネルギーハウス、寒さの厳しい地域で発達したため無暖房住宅とも呼ばれていますが、壁や天井、床の断熱を強化して、窓も二重、三重にすることによって機械に頼らずです。建物の性能を高めた住宅を指します。日本人的な感覚から行くと、自然の光を取り入れたパッシブハウスのほうがなじみやすいのかもしれませんが。

そうした中で、26の都道府県がペレットストーブに対して補助メニューを持っています。まさしくパッシブハウスの申し子のような暖房施設で、間伐材をペレット化することで低炭素社会を実現するものです。さらに、バイオマスについても電気の買い取り制度が話題になっていますが、木質燃料を用い、バイオマス発電をすることはもちろんこの流れに添うもので、こうした取組も新しい環境税では取り入れていただきたいと思います。

改めて質問します。先ほども言いましたが、税の公平性の観点からも、川上と川下の割合を少なくとも半々にするべきだと考えますが、いかがでしょうか。また、特に川下のソフト対策については、机、いすやペレットストーブ、バイオマスなどの環境に配慮したものに重点的に投資していくべきだと考えますが、いかがでしょうか。当局の考えをお聞かせください。

〔梶田郁郎農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（梶田郁郎） それでは、川下のソフト対策の割合を増やすべきでないかという点と、特に環境に配慮した取組を進めるべきじゃないかという点についてお答えさせていただきます。

現在、森林づくりに関する税検討委員会条例に基づきまして、森林づくりに関する税検討委員会を設置しまして、税導入の是非も含め、税のあり方、使途等について検討しているところでございます。それで、5月31日の第4回税検討委員会で税の導入が適当と判断され、報告書骨子案がまとめられて

いるという状況でございます。

検討委員会では、都市住民の理解を得る上で、使途について、山村地域だけでなく納税者の多い平野部への配慮が必要であるという意見が出されております。また、災害に強い森林づくりの推進を図るべきとの意見とともに、小・中学校への木製の机、いすの導入、内装への木材利用、木質ペレットなどの間伐材のエネルギー利用などの環境に配慮した川下のソフト対策にも充てるべきだという意見も出されておりました、骨子案に盛り込まれるということになっております。

今後、検討委員会では、骨子案についてパブリックコメントを行い、県民の皆さんの意見を踏まえて最終報告書を作成し、県に答申いただくこととなっております。検討委員会からの最終報告をもとに、県民の皆さんや市町、県議会などから幅広く意見をお伺いしながら、県として税の導入や公平性を踏まえた使途について検討してまいりたいと考えております。

〔35番 竹上真人議員登壇〕

○35番（竹上真人） ありがとうございます。これはまだこれからの議論と。まだ検討会段階でやっていたい議論なので、それが県に来て、県のほうで最終的に決めていくというふうなことであろうというふうに思います。また、今回申し上げさせていただいたことは十分考えてほしいんです。

当然この平野部に住んでいる人口が多い川下のほうの方も森林を整備することによって恩恵は十分受けるというのは、これは確かなんですが、ただ、それだけでなかなか新しい税をつくるということを御理解いただくという面で考えれば、やはり川下対策、そういったことは十分にこれから考えていかなくちゃならんというふうに私は思います。何はともあれ、こういった新しい動き、鈴木県政のもとで本当に1年間走りながらいろんなことをやっていただいております。これからもますますお元気で。お子さんは本当におめでとうございました。終わります。（拍手）

○副議長（舟橋裕幸） 23番 中川康洋議員。

〔23番 中川康洋議員登壇・拍手〕

○23番（中川康洋） 公明党の中川康洋でございます。私どもの地域は松阪木綿はございませんので、私は近鉄四日市でちょっと頑張って買ったワイシャツを今日着ておりますので、四日市の売り込みも少ししたいなというふうに思っております。

本日は命を守る公明党ということで、主に3点にわたって質問をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

最初に、防災・減災について。防災・減災教育についてから御質問をさせていただきます。

防災・減災の基本は自助・共助・公助であります。そのような中、公明党はこのたびこのような、（現物を示す）防災手帳というものを作成し、地域における自助・共助の意識の啓発、また、自分の命は自分で守るための具体的な運動を展開させていただきました。これは子ども用と、それから一般用と、また企業用ということで3種類用意をさせていただいて、今これで意識啓発、また具体的な運動を展開させていただいております。

そして、そのような取組の中で、今回改めて大事なと感じたのが防災・減災に対する教育の取組であります。幸い本県は昨年度この防災ノートを作成し、（現物を示す）これは中学2年生の娘から借りてまいりました。県内すべての小・中・高校生に配付をいたしました。私はこの取組については大変評価をしております。

しかし、このような取組はノートの配付だけでは意味がなく、また単年度の推進では余り効果がありません。私は、この学習は教育現場において継続的、連続的に推進していくところに意味があり、そのようにしたときに初めていざというときの行動、また日ごろからの備えができるのではないかと考えます。

そこで、まず初めに、本県としてのこの防災ノートの今後の取組の方向性について伺います。

〔真伏秀樹教育長登壇〕

○教育長（真伏秀樹） 防災ノートの今後の活用について御答弁申し上げたい

と思います。

防災ノートにつきましては、小学校低学年版とそれから高学年版、それと中高生版の3種類をつくったところがございます。それと、この防災ノートにつきましては、教員が授業を行う際の参考としてもらうための指導のマニュアルということで、指導上のポイントというものと、今年3月までに私立学校を含めた各学校のほうに配付させていただきました。

また、今年度になりましたは、新しく小学校とか中学校、高校に入学した生徒に対して新しく配付いたしまして、発達段階に応じて児童・生徒が自ら体験しながら学べる教材という形で活用をいただいているところがございます。

各学校のほうでは防災ノートを活用いたしまして、児童・生徒及び家庭での防災意識の向上を図りたいというふうに思っております、具体的には、まずその防災ノートには危険回避方法ですとか危険場所を自ら記入するという、それで、災害発生を想定するという部分。それと、自宅では非常持ち出し品などのチェックですね。そういうことをやっていただこうと。

次に、避難訓練ですとかタウンウォッチングなどを、防災ノートに記入した内容を確認していただくという部分とか、あと、教育委員会等が実施いたします防災講話ですね。そういうところでは防災ノートで学習をしていた内容を再度確認していただいて、改めて防災意識を高めていただくと、そういうような形での取組につなげていきたいというふうに考えております。

県の教育委員会では、学校防災ですとか、その防災教育に関する取組につきまして、学校の年間計画での位置づけを含めて実施状況の調査を継続的に行うことといたしておりますので、そうした中で防災ノートの使用状況についても把握をしていきたいというふうに思っております。今後もこういった形で継続的な防災学習の手段として、防災ノートが実際に学校現場で活用されるようにしっかり働きかけていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

〔23番 中川康洋議員登壇〕

○23番（中川康洋） ありがとうございます。

こういう取組は本当に継続的、連続的に行っていただきたいというふうに思いますので、例えば予算がなくなってきたからとか、県のいわゆる防災に対する方針が変わったからやめるなんていうことのないようによくお願いをしたいなというふうに思っております。

これを監修されました三重大学大学院の川口先生ともいろいろとお話をさせていただきまして、これを本当に子どもたちの中にどう意識づけていくか。そして、いざというときに自然と行動に移せることができるのか。ここが大変に大事だというお話も伺いました。ぜひとも今後とも三重県版の防災ノートを続けていただきたいと思います。

一つ提案なんですけれども、この具体的な取組なんですけれども、子どもたちと先生が例えば授業でやったりとか、今自宅での取組もあるというふうに話がありましたけれども、例えば授業参観などのときにこの防災ノートを使って、子どもと親と一緒に自宅から避難所までの地図を書き込むとか、また、家の家具どめの家庭の状況なんかを話し合う。こんなことを授業参観なんかでしたらより具体的な効果があらわれるのではないかなと思いますので、その点も現場と調整しながら、またお話ししていただきながら、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、防災・減災対策についてであります。今回の地域での取組を通して、県民の皆様から出た要望の一つが災害に強いまちづくりでありました。具体的には、橋や道路の補強、老朽化対策等であります。これはまさしく公助の分野であり、政治が責任を持って担わなければならないものであります。

そこで、今回公明党は、国において、この国民生活や産業活動を支える道路や橋など、命を守る公共施設の修繕や改築、また補強を集中的に行う防災・減災ニューディール政策を発表いたしました。（パネルを示す）これがその内容でございます。ぜひ皆さんよくごらんください。今回のこのニューディール政策のねらいは防災力の強化と経済活性化の2本であります。

御存じのように、日本の橋や道路などの公共施設は1950年代以降高度経済

成長期に集中的に整備され、その多くは老朽化が進んでおります。コンクリートの寿命は一般的に50年から60年と言われているため、2010年から2020年の間に一斉に更新時期を迎えます。

国土交通省によれば、建設後50年後以上となる社会資本の割合は2019年度には高速道路や橋などが約25%、水門など河川管理施設も約25%、港湾の岸壁は約19%を占めるといいます。さらに、10年後の29年度にはこれらが50%前後に上がるとされております。

我が三重県内も、橋だけを見ましても、県が管理するおよそ4000余りの橋のうち、2011年度の段階で既に50年を経過している橋が24%、また、2031年度に50年を経過する橋の割合は何と65%にも達します。

そこで、公明党は今後首都直下型地震や3連動地震の発生が懸念される中で、防災性の向上の観点からも、これら橋や道路の強化、道路網の整備、また電線の地中化や津波対策、さらには密集市街地対策に対して毎年10兆円、10年間で100兆円の集中投資を提案いたします。この10年間で100兆円、これは一見額が大きいように見えますが、これら構造物はぼろぼろになってから補強をするよりも、このように予防的に修繕を行い、かつ最新の耐震化などを行ったほうが全体としてのコストを抑えることができます。

そこで、提案ですが、この防災・減災ニューディール、私は今回国だけではなく、本県においても災害に強い県土づくりを目指し、今から仮称、三重県版防災・減災ニューディール政策を戦略的に策定し、実行してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 三重県版防災・減災ニューディールの御提案であります。御案内のとおりニューディール政策はもともとアメリカのルーズベルト大統領が経済活性化と公共事業、特に社会的課題の解決のための公共事業ということで、当時は電力不足だったわけですがけれども、それをテネシー川の開発でダムをたくさんつくってということを組み合わせたものであります。そういう意味では、現在の景気状況での内需増大の必要性、あるいは防災・

減災に関する公共事業の必要性などから、御提案については一定の理解ができるところであります。

しかし、県としましては、現在独自で管理する道路、海岸保全施設などへの対応もある中で財源確保というのが大きな課題であります。その意味で、まず国のほうで本件を国家的課題として取り上げていただいて、その動向を見きわめながら的確に対応をしていくということにしたいと思っておりますが、例えば海岸保全施設については200カ所、4年間でやるという、今回まさに空洞があるところですね。優先順位を決めて200カ所をこの4年間でやると決めてやるわけですが、そういう意味では、海岸保全施設、海岸堤防については、この考え方に合致した取組なのではないかなというふうに考えているところであります。

〔23番 中川康洋議員登壇〕

○23番（中川康洋） ありがとうございます。

確かに、私は今我が党の国に提案している政策の内容を紹介させていただいたわけですが、財源の問題が確かに一番大事になってきます。国のほうにおいては、その財源をどうするかということも明示をさせていただいておるんですけども、今日三重県版ニューディール政策といったときに、その財源の問題まではお話をさせていただいておりません。

それは当然国のほうで財源をつくった場合、その幾分かのパーセンテージで本県にも来るというのが大前提になるというふうに思っておりますので、その部分はあえて外したわけですが、国のほうでも災害に強い県土づくりということで認識がされて、このような方向性が出てきた場合、それにおくれることなく、三重県としてもやはり災害が起きて橋等が落橋して、助けられるものも助けられなくなってしまうというような状況ではいけないというふうに思います。今から戦略的に様々な計画を策定していく。そのことの必要性とまた大切さを、今日はこの政策を提案する中でまずは御認識をいただきたいという思いでありましたので、よろしく願いをいたします。

今後この問題につきまして、具体的には、例えばインフラ等ハード整備を

担う県土整備部長にもお話を聞くときがあるかもしれませんが、さらには防災・減災を全般的に担う防災対策部長にもそのお考え等をお聞かせ願いたいなどというふうに思っております。今日は知事から全般的な御答弁をいただきましたので、その部分は割愛させていただきたいと考えております。

それでは、2点目、認知行動療法によるうつ病対策についての質問に移らせていただきます。

これは命を守る公明党として、いわゆる私どもが常に追いかけておる医療の分野、さらには福祉の分野での質問でございます。日本人の約15人に1人がかかるうつ病、日本の自殺者は年間3万人を超えておりますが、うつ病はその大きな要因の一つであり、深刻な社会問題にもなっております。こうした中、新たなうつ病治療として、主に欧米を中心に広まっております認知行動療法が注目を集めております。

うつ病にかかる人は一般的に自己に否定的な思考を持つ傾向があり、物事のとらえ方や解釈も否定的になりやすい。そのため、不快な感情を増大させてしまう傾向があります。この認知行動療法はその患者自身にそのゆがみを気づかせ、修正していくことで不快な感情を改善していく精神療法であり、薬物療法と併用すると効果が高いとされております。

先駆的な例を挙げますと、沖縄県立総合精神保健福祉センターでは2005年からうつ病デイケアという形で認知行動療法を取り入れておりますが、これによって治療を受けた人の約9割に症状改善の結果が出ています。また、2010年4月からはこの療法に保険適用がなされ、実施者を養成する研修も開始をされております。うつ病は現在薬物療法が中心ではありますが、薬だけに頼らないこの認知行動療法の普及は、特に慢性的なうつ病で悩む人をはじめ、医療機関や福祉の分野からも大変期待をされておる内容の一つでございます。

そこで、私は、本県においても一義的にこれらの対策を講じている市町などの意見も聞きながら、自殺予防対策及びうつ病対策の一つとして、この認知行動療法を明確に位置づけ、例えば県立こころの医療センターなど、県内

のしかるべき医療機関で標榜してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。県のお考えを伺います。

〔細野 浩健康福祉部医療対策局長登壇〕

○健康福祉部医療対策局長（細野 浩） 認知行動療法によるうつ病対策についてお答えいたします。

本県の自殺者数は平成10年から急増いたしておりまして、毎年400人前後で推移いたしております。また、うつ病については、議員のほうからもありましたとおり、自殺した方の多くがその直前にかかっているという報告もされておりました。全国的にも患者数が増加しておるという状況でございます。こうした状況を踏まえまして、本県では自殺対策の一環としましてうつ病対策を推進しているところでございます。

具体的には、うつ病などの患者は身体的な不調があらわれますと、まず内科等のかかりつけ医を受診するということが多いことから、かかりつけ医のうつ対応力の向上研修の開催とか、あるいはかかりつけ医がうつ病患者を精神科医に紹介する際の診療情報提供書の統一など、そういったことにも取り組んでおります。

議員から御紹介のありました認知行動療法、この治療法につきましては、うつ病などの精神疾患に対して有効性が示されているという精神療法であるというふうに認識はいたしております。県におきましても、引き続きこの認知行動療法などに関する国と従事者向けの研修会開催につきまして関係機関に情報提供をしていく。あるいは、県民の皆さんが認知行動療法など、うつ病への理解を深めるための施策などを展開していきたいと思っております。診療標榜につきましては、今後の課題というふうには考えております。

以上でございます。

〔23番 中川康洋議員登壇〕

○23番（中川康洋） この問題を今回取り上げようと思ったのは、私は今回実は所管の委員会に、それこそ臨時議会のときに入ったものですので、本当はここで取り上げるべきじゃなかったんですけども、やっぱりずっとこの問題

を現場というか、具体的に県民の方から、さらには私どもは市会議員、町会議員も多いわけですが、その方々から様々御意見をいただいております。

といいますのは、やはり現場でうつ病に悩む方が非常に多いと。急性期の急性的な疾患では、いわゆる薬による治療というのが一定の効果を示すわけですが、やっぱり問題となってくるのは、そこから慢性化してしまった方、さらには一定の効果はあるんだけど、社会復帰を果たす、または生活復帰を果たすというところにまで行けないというその壁があって再度再発をしてしまうと。

この壁をどう超えていくのかということで、この認知行動療法、さらには、作業療法がその壁を超えるという意味において非常に意味があるということで、それで国のほうでも2010年からこの認知行動療法に対して、いわゆる医者が処方しなければ今のところまだ保険適用にはなっていないくて、臨床心理士によるものに関してはまだだめなんですけども、そういった形で国のほうでも認識をされてきたわけです。

それで、様々私どもの地方議員が相談を受ける中で、しかし、明確にこの認知行動療法を受けるような病院がないということで、どこに行ったらいいのかというようなお話をたくさん聞くものですから、やはり県としてもこの認知行動療法、うつ病対策、自殺予防対策の一つとして明確に位置づけて、そして、今日は本当は病院事業庁にも質問しようかなと思ったんですけども、私は県立こころの医療センター等で医師が標榜して、そして、あそこに行けばこの治療を受けることができるというような、そういった県内における一つの形をつくり上げてほしいなというふうに思っております。

県の職員の方にも、また教職員の方にも、この疾患でお悩みになられた方はたくさんいるんじゃないでしょうか。まじめに頑張っているだけに、本当につらい思いをされている方がいると思います。そこに薬の治療からさらに認知行動療法や作業療法を取り入れることによって社会復帰が果たせたら、こんなにいいことはないなというふうに思うわけでございます。

この4月、私ども公明党は、公明党って私と今井議員ですけども、先ほど

紹介しました沖縄県立精神保健福祉センターにお邪魔をさせていただき、この認知行動療法の第一人者であります仲本晴男先生から直接お話を伺ってまいりました。そこで、私どもはその取組に大変感銘を受けるとともに、何よりも9割を越すその症状改善の結果に正直驚きを隠せませんでした。

そこで、これは提案ですけれども、ぜひ一度本県でもこの仲本先生を講師に呼んでいただき、この認知行動療法の講演ないしはフォーラムを開いていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。御答弁いただきたいと思います。

○健康福祉部医療対策局長（細野 浩） 今御紹介がありました沖縄県の先生につきましては、今年度シンポジウム等も検討したいと思っておりますので、調整等も念頭に置きながらしていきたいと考えております。

〔23番 中川康洋議員登壇〕

○23番（中川康洋） ありがとうございます。

私は今年度中にこれが実現するなというふうに自分の中では聞こえてまいりましたので、そのときにはぜひとも私も参加をさせていただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、最後に飲酒運転の撲滅条例の制定について質問をさせていただきます。

言うまでもなく、飲酒運転はそれそのものが犯罪であり、決して許してはならない行為であります。今回私がこの飲酒運転撲滅のための条例の制定を提案する気になったきっかけは何か。それは今年の2月22日の中日新聞の夕刊に、今回福岡県で罰則付きの飲酒運転撲滅条例が県議会で可決成立したという小さな新聞記事でありました。本当に小さな新聞記事を見てぐっとそこに目がとまったのを今でも覚えております。

皆様の記憶にもまだ新しいと思いますが、この福岡県では2006年8月に福岡市の中道大橋において、飲酒運転をしていた男性の車に追突された車が博多湾に転落、その車に乗っていた当時4歳と3歳と1歳の子どもが水死をするという痛ましい事故がありました。また、昨年2月には、同県粕屋町で

歩道を歩いていた高校生に飲酒運転の車が突っ込み、尊い2人の命が絶たれるという事案も起きております。しかし、この死亡事故、これは決して他山の石ではなく、本県においてもいつ起こるとも限らない事象です。

そこで、まず初めに警察本部長に伺いますが、飲酒運転厳罰後、その効果は一定数あったとは思いますが、本県における近年の飲酒運転の摘発数及び飲酒運転に起因した事故の発生数など、その状況をお示してください。

〔斉藤 実警察本部長登壇〕

○警察本部長（斉藤 実） 飲酒運転につきましては、議員御指摘のとおり、平成18年8月の福岡の飲酒死亡事故以降、平成19年以降罰則が強化をされ、あるいは飲酒運転をするおそれのある者に対する酒の提供を禁ずる酒類提供罪が新設されたり、あるいは酒酔い運転の免許の取り消し期間が2年から3年になるなど、厳罰化が進んだところでございます。

この結果、平成18年と昨年を比べますと、年間の飲酒運転の検挙件数は約3500件から約600件に、飲酒運転の人身事故は186件から66件に、飲酒運転の死亡事故は24件から6件にそれぞれ減少をしたところであります。とはいえ、飲酒運転は重大事故に直結をする極めて悪質な故意犯でありますことから、本来はゼロにしなければならないものであることを考えますと、まだまだ多い実態にあると認識をしております、引き続き取り締まりをはじめ飲酒運転の根絶に向けた対策を強力に推進していきたいと考えております。

〔23番 中川康洋議員登壇〕

○23番（中川康洋） ありがとうございます。厳罰後、本当に私も含めて飲酒運転に対する意識が大きく変わってきたと思います。これは大変に意味があったことだと思うんですね。しかし、今の数字を聞きますと、私、福岡県って結構地域性もあって高いのかなというふうに思っていたんですけども、三重県でもやっぱりこれだけのものがあるのかというのはちょっと正直驚きました。

昨年度ですよね、これ。違反事例で600件、それから、飲酒運転に起因する事故が66件、さらには死亡事故が6件、これは自損もあれば加害者等もあ

るかもしれませんが、しかし、事実としてこれだけの数字があるというのは、やはりこれは根絶に向けた動きをしなければいけないのかなというふうに改めて思います。意識を持って乗らなくなる人はいいんですけども、例えばアルコール依存症なんかだったりする人は、これはなかなかとめることはできないと思うんですよね。

そんな中で、私はいろんなことを提案させていただきたいというふうに思うんですけども、先ほど本部長から改めて提案をしていただきましたとおり、本県においてもこの飲酒運転による事故、また、その違反事例がある限り、県や県内の事業者、また県民を挙げての飲酒運転の撲滅、根絶を目指すことは、このように未来のある、また何の罪もない、そして、かけがえのない命を守るためにも最重要の課題です。4歳、3歳、1歳の子どもをですよね。どんな思いだったのかなというふうに思いますね。

そこで、私は本県においても重大事案が起きる前に、今回福岡県が制定したような実効性のある飲酒運転撲滅のための条例を策定し、その条例に基づいた飲酒運転撲滅のための県民運動を起こすべきであると考えますが、いかがでしょうか。御答弁をお願いします。

○環境生活部長（竹内 望） 県におきましては、これまで飲酒運転根絶を、これを年間、あるいは四季の交通安全運動の重点項目と位置づけまして、警察、市町、関係機関、団体などと連携をいたしまして、県民運動といたしまして啓発活動、あるいは取り締まり、こういうことに取り組んできたところでございます。具体的には、テレビ、ラジオ等のマスメディア等を活用いたしまして、飲酒運転防止の意識の醸成を図るとともに、広く県民運動として、ドライバーやそれから飲食店等を対象といたしましてハンドルキーパー運動、こういった取組を進めてきたところでございます。

このような啓発活動のほか、先ほど本部長のほうからもありましたけども、法改正による罰則の強化、あるいは取り締まりの強化などによりまして飲酒運転による事故は減少してまいりましたが、根絶には至っておりません。このため、引き続き警察をはじめ関係機関と連携をいたしまして、飲酒運転の

根絶に向けて各種施策を推進してまいります。

議員から御提案のありました条例の制定につきましては、福岡県など条例を制定している県の取組状況、効果などを参考にしながらしっかりと検討していきたいというふうに思っております。

〔23番 中川康洋議員登壇〕

○23番（中川康洋） ありがとうございます。

他県の取組の状況、効果を踏まえながらしっかりと検討してまいりたいというのは、これは策定をするというふうにとらえてよろしいわけですか。そこをちょっと、これは非常に役人用語なものですから、改めて確認します。

○環境生活部長（竹内 望） 五つの県で制定されておるわけなんですけれども、いずれも施行が平成20年以降ということになっております。この五つの県でどういうふうな県民運動をされているのか。その辺も調査をさせていただいて、具体的に条例に基づいてやることは非常に効果的なのか。その辺を見きわめた上で、条例の制定の必要性について最終的に判断をしていきたいなというふうに思っております。

〔23番 中川康洋議員登壇〕

○23番（中川康洋） もう一回聞きたいぐらいですけども、それはやめておきますわ。けどもね、やっぱり警察本部長からお話のあったとおり、違反事例が600件ですよ、厳罰化になってからも。事故が66件ですよ。それから、死亡者数が6件ですよ。これは全部6が続いているんですけどもね。余り6っていい数字じゃないな、これ。この状況をどう見るかですよ。

それで、本県が例えば福岡県みたいな重大事案が起きていないから、まだ他県の効果、状況を見たいというお話なのかもしれないけども、私が言っているのは、重大事案が起きる前にやっぱり策定していくことによって、そして、様々な県民運動をやっているというお話をいただきました。それをやっぱりその運動のベースとするような条例をつくっていくということは、人がかわっても、知事がかわってもその運動は引き続き行くんだという部分で、この条例の策定というのは、私は一つの根拠をつくるという意味

においては大事かなというふうに思います。最後に三重県民の生命と財産を守ることが第一義的な責務である三重県知事からも一言願いたい。知事、御答弁をお願いします。

○知事（鈴木英敬） 先ほど警察本部長からもありましたように、本来ゼロであるべきものであるということと、それから、600件とありますが、これは摘発されているので600件であって、潜在的なものを含めるともっとあるかもしれないし、死亡事故が6件となっていますが、600から死亡につながるものももっと多いかもしれません。

公明党におかれましては、こういう条例もそうですし、私がよく覚えているのは子宮頸がんのワクチンについても、未然に防止する、とめることができる可能性があるという極めて現実的な政策をいつも御提案いただいていると思っております。

私の個人の思いとしては、こういう条例の制定も一つの方法だとは思っておりますけれども、各5県がそれぞれ議員提案条例でいただいているということもありますし、警察本部など関係者も多いものですから、その皆さんとぜひ積極的に議論をしたい。そのように考えております。

〔23番 中川康洋議員登壇〕

○23番（中川康洋） 先日5月29日、広島県でも、やっぱり高校生の息子さんを亡くしたお母さんが広島県の県庁と県警を訪れまして要望を出されておったんです。やっぱり自分の子どものような状況を1人でもつくりたくないという思いを聞かされました。確かに、これは議員提出条例でつくってあるというのは私もよく知っているんです。今、知事からもそういうエールもいただきましたので、最後には後ろの方々の応援もいただきながら、そういったことができれば、どういった形でどちらがつくろうが、やはりそれによって進むことが大事だと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上で終わります。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（舟橋裕幸） 10番 中西 勇議員。

〔10番 中西 勇議員登壇・拍手〕

○10番（中西 勇） 皆さん、こんにちは。最後の質問者となりました。松阪市選出、みんなの党の中西勇です。

私も松阪市選出の議員ですので、今日は松阪木綿のシャツを着て、先ほど竹上議員のほうからうんちくもありましたが、私のほうはちょうど1年たちます。昨年は6月10日に質問させていただきました。私の場合、一般質問30分ということで、これで3回目の質問をさせていただくと思います。

今日は5人の質問者なのですが、すべての会派が1人ずつ出ているというところでございます。そういう関係でみんなの党の質問ということでさせていただきたいと思います。

まず、社会福祉法人について2点の質問をさせていただきます。

1点目の質問ですが、平成22年、それと平成24年に発生した社会福祉法人の行政処分について、確認と質問をさせていただきます。

この2件の事案は、社会福祉法人の理事長の問題であると思います。そして、個人的な部分もあり、内容について細かく触れるつもりはございません。まず、確認させていただきたいのは、特別監査で本年4月27日に行政処分について、現在どのような状況であるか。また、この法人に対して行政処分後5月28日に改善計画が出されていると思います。その改善計画の中身を見てどのように検討されていくのか。話せる部分で結構ですので、お聞かせください。

ここで社会福祉法人に対しての監査の基準ですが、端的に言うと監査の方法が甘いのではないかと、そのように思います。今回の事案は1年、2年でこのような多額の金額が不正に流用されたものではないと思われます。この流用部分が一般監査でわからなかったということは監査の方法が甘いのではないかと、そのように思います。

そして、三重県の社会福祉法人等の指導、監督、実施要綱を拝見すると、一般監査は2年に1度、そして、良質、適正な福祉サービスを提供していると、努力していると見られる法人に対しては、知事の判断により4年に1度となっております。また、特別監査は法人等の重大な問題を有する法人や施

設運営において、不正、または著しい不当、最低基準違反等の問題を有する施設を主な対象として随時実施していると書かれています。どのような時点でこの問題点がわかるのでしょうか。内部告発でしょうか。それとも、一般監査のときに目星をつけておき、特別監査という形で実施しているのでしょうか。確認したいと思います。

私は、この社会福祉法人の監査について、この三重県で300近くある法人に対して三重県の福祉監査課だけで対応できているのか。外部の監査の方法もあるようですが、基本的に監査が隔々までできていないのが実態で明らかではないでしょうか。

また、県の職員の退職者が社会福祉法人に再就職しているというケースもあると聞いております。再就職が悪いわけではないと思います。そこで県の職員が監査をしているということであるなら、監査が甘くなっても仕方がないのかなと、そのようなことを感じます。ここで関係当局の答弁をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

〔北岡寛之健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（北岡寛之） 社会福祉法人に対する監査につきまして、何点か御質問をいただきましたので、お答えさせていただきます。

まず、今回の行政処分に係る改善報告でございますが、議員御指摘のとおり5月28日に提出されております。現在、特別監査や追加資料の請求を行いまして、改善報告書の内容等について確認を行っているところでございます。改善報告を精査、確認した結果、その内容に不十分なところがあると認められた場合には今後さらに改善を求めていくこととなりますが、今回の事案に関する今後の対応につきましては、今申し上げましたように、現在内容等について確認を行っているところでございまして、現時点では新たな行政処分を行う必要があるかどうかということについても申し上げられる状況ではございません。

それから、特別監査をどのような場合に実施するかということでございますが、県では、御指摘いただきましたように、実施要綱に基づきまして原則

として2年に1度、すべての法人を対象とした一般監査を実施しております。また、内部通報や利用者からの情報提供により、法人及び施設の運営等に問題があると考えられる場合にも一般監査を行う場合がございます。一般監査では、法人や施設の運営、施設の整備、施設利用者の処遇、あるいは安全対策などについて、法や規定に基づいて適正に行われているかを確認いたしますが、その上でこの一般監査において不適正な事項が認められた場合には特別監査を実施すると、こういう状況でございます。

それから、外部監査というようにお話もございましたが、国の通知におきましては、社会福祉法人の運営の透明性の確保の観点から、公認会計士や税理士等による外部監査の活用を積極的に行うことが適当であるとされておりますけれども、県内ではまだ現在のところ2法人にとどまっております。外部監査につきましては、今後も各社会福祉法人に対しまして積極的な活用を依頼していきたいと考えております。

なお、県において実施しております法人監査につきましては、法定受託事務でありますことから、現行制度の中ではこれを外部へ委託するということは想定されておられません。

最後に、県のOBがという話もございましたけれども、監査につきましては、法により県に与えられた権限に基づいて行っているものですが、具体的には、国の通知に基づきまして県において実施要綱を策定し、県の監査の実施方法や着眼事項を定めて適正に行っているところでございまして、県職員OBの在籍の有無等により監査業務が影響されることはございません。

以上でございます。

〔10番 中西 勇議員登壇〕

○10番（中西 勇） 理解はしますけれども、今、施設の監査をするのに事前に通告をされてみえると思いますが、できるだけそれをやめつつ、現状の状態の監査をできるようにしていただきたいということが1点と、できるかどうかは別としまして。それと、今の再就職の問題というのがやっぱりあるので、不信感に思うということが気になりますので、そこを外すという考え方をす

れば外部監査をしていただければと、そういう意向で検討をしていただきた
いとこの点について思います。よろしくお願ひします。

それでは、2点目の社会福祉施設整備について聞かせてください。

新規に社会福祉施設整備をする中で、各市町の公募に対して申込申請をす
ると、その申請に対して審査をする審査員がいると思います。ここで、質問
です。審査員の名前の公表をしていないと聞きました。それから、審査点数、
評価の公表もしていないと。その理由がわからないので教えてください。

公平公正にという観点からおかしくはないかなと、そのように思います。
以前このような話を聞いたことがあります。それは市町の施設整備に対して、
評価のよかったところから順序をつけ、県のほうに審査を回したところ、な
ぜか評価が変わり、公募が漏れたという話があったようです。詳細は伏せて
おきますが、これも県の不透明なところと言っていいと思うんです。もっと
県民にわかりやすくすべき事項だと私は考えます。

もちろん審査の内容については、厳しい審査対応をしていただかなければ
なりません。公募も審査基準などが細かく決められているわけです。その中
で、市町の担当者である方がある程度の中身を見、審査を明確にして選定し
ていったところを県に出されてなぜ変わったのかというところがはっきりし
ていないと思います。なぜ審査員の名前、審査内容の基準とか評価、そうい
ったものを公表していないのでしょうか。その点をお聞かせください。

〔北岡寛之健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（北岡寛之） まず1点、社会福祉施設の整備の選定過程等
についてでございますが、社会福祉施設の整備に関しましては、補助対象施設
等の選定の透明性、それから公平性を確保するために、毎年度施設の種別ご
とにどのような施設整備を優先するかについて明らかにした県としての整備
方針を策定しまして、公表した上で事業計画を募集し、部内に設置しました
選定会議において対象施設の選定を行っております。

対象施設の選定に当たりましては、市町の意見も参考にしながら、地域ご
との整備可能数や資金計画の的確性など、様々な要件を総合的に勘案して判

断しておりますが、結果として、市町の意見と異なる施設が選定される場合もございます。このようにして選定した結果につきましては、市町を通じて事業者へ通知しておりますが、選定されなかった場合の理由等につきましては、事業者にとっての不利益情報も含まれるため、事業の運営に支障を及ぼさないようにとの配慮から、これまで積極的な公表は控えてきておりました。

しかしながら、本年3月の健康福祉病院常任委員会におきまして、選定理由等について市町への説明が不十分であるとの御意見をいただいております。対象施設の選定に係る情報提供の範囲やその方法等について、事業者への情報提供も含めて現在対応を検討しているところでございます。

もう1点、委員の関係でございますけれども、特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設の整備に関しては、特に公正・公平に整備対象施設を選定するために事前審査会というのを設けておまして、この審査会には外部の学識経験者等で構成しているところでございます。審査委員会の指名につきましては、審査における中立性の確保が困難となる可能性がありますことから、これまでどおり公表は差し控えさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

〔10番 中西 勇議員登壇〕

○10番（中西 勇） 審査員の名前は公表しないということでわかりましたが、公表することができればやってほしいなということですので、今後また検討していただけたらと思います。

それと、施設整備される方も何が問題だったか、やっぱりわかりやすくなれば、今後検討していく中でもっとしっかりした施設がつくれていくのかなと、そのように思います。そして、そこで働く職員の方や当然環境整備がきちんとできることによって入居される患者さん、そのためにもきちんとやっていただきたいと、そのように思いますので、改善できるところは改善していただきたいと思います。

では、次に三重県財政及び公会計について質問させていただきます。少し難しい部分の質問になると思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

今、三重県財政、（パネルを示す）これと今年度分がこれですね、24年度。この中を見ると、私が言うまでもありませんが、非常に悪い状態です。この状態を踏まえて、鈴木知事の平成24年度の当初予算が組まれております。

そんな中、みえ県民力ビジョンのスタートの年として、事業の選択と集中を図りながら、みえ県民力ビジョン行動計画を着実に推進していくことを基本方針として編成されています。一般会計、特別会計、企業会計という総合的な予算編成をされ、県民サービスと三重県のビジョンに向かって実行しているわけです。前年に当初予算を組み、不足や社会の状況などをかんがみ補正予算を組み進んでいきます。そして、前年の決算報告がされていきます。

以前にも私が触れましたが、みえ県民力ビジョン行動計画期間中の中期財政見直しを見て、平成25年度から人件費がアップされ、社会保障関係経費、公債費も増えている状態です。それなのに一般行政経費、いわゆる県民のサービスは10%削減と推計されています。また、地方債返済残高が増える一方だと思います。これで本当に、平成26年度に県債残高が抑えられるのでしょうか。疑問です。

北海道の夕張市の財政破綻を受けて成立した地方公共団体の財政健全化法の施行によって、財政状態の改善化へさらなる努力が今求められています。そのようなことから少し指標で見ると、三重県の将来負担比率は平成21年度198.5%、平成22年度191.3%、果たして平成23年度は幾つになるのでしょうか。状況としてはまた比率が上がると考えられます。

現在、三重県の将来負担率は、今述べたように約200%弱だと思います。年間の標準財政規模で、要はいわゆる収入ですね。約2倍あるということです。この将来負担額は簡単に言えば借金です。将来負担比率が県民にとってわかりやすい大切な指標の一つと考えています。だから、将来負担比率を適正な水準にするためにどのような取組を今後していくのでしょうか。鈴木知事にお伺いします。

続けて、公会計について質問させていただきます。

地方自治体の会計が今大きな転換期に来ているようです。国の方針、法令

に見るとおり、公会計導入の目的は国・地方一体となり、今までの現金主義、単年度、一般会計中心の官会計と欠如、その部分の欠如から脱し、資産負債の実態把握と改革を進めることだと思います。企業会計を参考にした複式発生主義会計による財務書類4表、それらを作成することとされています。これは総務省基準モデルという公会計です。

確かに三重県財政のこの中にも、（現物を示す）財務書類4表はあります。私は企業人でしたから、県の貸借対照表（B/S）、固定資産税の体系が企業会計と何か違いがあるなど、なぜかなと不思議に思ったところなんです。

そこで、会計上の観点で固定資産の体系の再構築と最小化、思い切った収支改善、また公債発行、償還計画の見直しなど、従来とは異なる新たな総合策が迫られています。財務実態の正確な把握、これに基づき県庁内の意識、取組の改革と住民への実態開示と及び理解が必要だと思います。

基準モデル導入の自治体は従来に見えなかった係数を具体的かつ総合的に把握し、今後に向けての具体的な検討や住民への実態開示を前向きに開始し、新しい人材を育てつつあるようです。三重県でも四日市市、津市は採用してみえます。

また、今ここで言う発生主義会計は、地方公営企業、地方公社、独立行政法人、出資団体、そして、当たり前ですが、大企業から中小・零細企業まで、法人であれば組織経営に必要なものとして、信用維持の基盤ルールとして当然作成されているものだと思います。なぜ地方自治体のみが避けて通っているのでしょうか。

しかし、今、全国の状況を見ると、総務省基準のモデルを採用している県が3、改訂モデルを採用している県が41、総務省モデルが1、その他東京、大阪を含めたモデルが2という現状を伺っております。なぜ統一した会計基準がないかなという疑問はあります。そこで、三重県が採用しているモデルは何かといいますと、（現物を示す）この中に出ている当然4表がありますが、総務省の改訂モデルを使っております。

そこで、少しパネルを見ていただきたいのですが、（パネルを示す）この

パネルを見ていただいて左側を見ていただくとわかるのですが、当初からなぜ三重県は基準モデルにしなかったのか。特別な作業をしなくてもよい改訂モデルを選択したということです。左側が今現状の貸借対照表をあらわしてございます。右側が今基準モデルという意味で資産の部分を細かく書いてございます。名称についてはそれぞれの名称がありますので、一度見ていただければわかると思います。

では、この基準モデルのメリットを一部紹介すると、基準モデルを採用するには明確な固定資産台帳が要るわけです。固定資産台帳があやふやな部分がたくさんあるから改訂モデルでも構わないということにしているようです。この固定資産の整理をしっかりしていくことで、（パネルを示す）2枚目のパネルですが、オフバランス効果が生まれてくるのです。いわゆる未利用資産とか不用資産などの売却もできる、耐用年数がどれぐらい来ているかということもきちんとかわり、整備計画の検討にも役に立ちます。

しかしながら、地方公共団体が保有する財産は当然売却するという目的ではやってございません。行政サービスを提供するために必要なものばかりでございます。当然の意見であると思います。しかし、単純に書いた貸借対照表を見ていただく上で、よく見ていただきたいのが、このオフバランス効果の資産を減らせば負債は当然減ります。それで純資産が増えるわけです。これは当たり前の話なんですけども、いわゆるストック資産という部分のところをきっちりあらわして、県としては毎年3月31日に記しているものです。一般企業で言えば、先ほどの純資産のところが資本金、例えば利益が出たら余剰金ということです。この特別使っていない資産を売れとか、そういうことを今言っているわけじゃなくて、中身を見ていくことによって何が問題かということがはっきり見えてくるということです。

もう一度パネル1を見ていただければと思うんですが、（パネルを示す）何を言いたいかという、実際にどのような資産があって評価することができてきっちりしたものがあるか。資産の評価は取得したときの資産の計上、それから、減価償却が必要になってくるわけです。そして、減価償却は純資

産の中に行政コストとして含まれてきます。当然事業をしていく中の事業用資産、すなわち使用目的とする資産は調達価格、補修や改善が必要な資産はもちろん現在の価格です。だから、必ず1年に1度の評価が必要なわけです。

基準モデルは、この原則を棚卸資産や売却可能な資産、事業用資産、当然道とか、橋とか、そういうインフラ資産、そういったものをしっかりきちんと見ること、それが必要なわけです。先ほど公明党の中川議員のほうからもお話があった当然道路や橋、その他のインフラ関係の老朽化が進んでいるわけです。これも固定資産の台帳をしっかり本当にやれば見えてくるわけです。だから、基準モデルを取り入れてフロー、現金の部分の指標とストックの資産の部分の指標をしっかり見て県政の立て直しをやっていただきたいなと思うところです。

そこで質問です。県は現在総務省改訂モデルから基準モデルに変更すると考えているのでしょうか。準備をしようということ考えているか教えてください。よろしくお願いします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） まず、御質問のありました将来負担比率の関係でありますけれども、将来負担比率は御案内のとおり分母分子ででき上がっていて、分子の中に地方債の残高があって、あとは債務負担行為とかがありますから、そのうちの大きい部分が県債残高のところにありますので、その増減が将来負担比率に大きく左右するというのはもう議員も御指摘のとおりでありまして、それを、将来負担比率を適正な水準にしていくためには、県債残高の増減というのが非常に重要な要素であるというのは御案内のとおりであります。

そういうこともありまして、我々としましては、みえ県民力ビジョン行動計画の中で、県債残高について臨時財政対策債や災害復旧事業債等を除く部分として、平成26年度末残高を平成23年度末よりも減少させることを県民指標として掲げています。こういう形で明確な目標を持った上で、それで、じゃ、どういうふうにそれを発行抑制していくのかという部分については、これまでの申し上げてきていることとも繰り返しになりますけれども、県債発

行と事業執行のバランスに十分配慮すると。

また、歳入面では、個人住民税の徴収対策の推進、税收確保、多様な財源確保の導入、こういうことであらゆる歳入確保策を講じるということと、歳出面では、徹底した事務事業の見直しを行っていくなどのめり張りのある予算編成を行っていくという、毎年度の予算編成の中で明確な目標はしっかりと定めた上で、毎年度の予算編成の中で県債発行の抑制に配慮した予算編成を行っていくということだと考えております。

将来負担比率の適正水準がどのぐらいかということについては、確かに財政健全化計画を提出するための早期健全化基準である400%というものからの、三重県は今200%前後ですので、2分の1ではあるものの、一概にどのあたりだったら、じゃ、150だったらいいのかとか、250だったらいいのかとか、130だったらいいのかというのはなかなか言えませんが、財政運営に当たって、議員も御指摘のとおり大変重要な指標でありますから、その推移をしっかりと見ながら財政運営をやっていくということで努めていきたいと考えております。

〔稲垣清文総務部長登壇〕

○総務部長（稲垣清文） 公会計についてのお尋ねでございます。本県では、平成20年度決算から総務省構築の改訂モデルに基づいて財務4表をつくっておるわけでございますけれども、その基準モデルと総務省改訂モデルとの大きな違いと申しますのは、固定資産の評価方法にあるわけございまして、基準モデルはすべて固定資産については時価評価を行うというふうになっております。

一方、私どもが採用しております総務省方式の改訂モデルでは、売却可能資産については時価評価で計上しまして、その他の資産については取得価格でという形になっております。総務省改訂モデルにおきましても、売却が可能な資産につきましては、先ほどもいいましたように時価評価による資産計上を行っておりますので、財務書類の作成方法等が県有財産の売却を妨げているということではありません。

そういったことから、私どもとしましては、売却可能資産については時価評価で算定しているということと、売却不適な道路でありますとか河川につきましては、その部分が行政財産としてはかなり大きいわけでございますけれども、その部分を時価評価するということは膨大なコストがかかるというふうなこともあります。そういったことから、現時点では、そのほかに、先ほども言いましたように、本県を含む41県が今総務省の改訂モデルを。

○副議長（舟橋裕幸） 申し合わせの時間が経過いたしましたので、速やかに終結願います。

○総務部長（稲垣清文） そういうことから、私どもとしましては、引き続き当分の間、総務省の改訂モデルを採用していきたいというふうに考えています。なお、現在国におきまして、新地方会計にかかりまして研究会をやっております。そういった動きも十分注意しながら対応を考えてまいりたいと考えております。

〔10番 中西 勇議員登壇〕

○10番（中西 勇） 時間が来ておりますので、簡単に最後だけ。

○副議長（舟橋裕幸） 速やかに終結願います。

○10番（中西 勇） 固定資産の管理のところ、しっかり網羅をしてほしいということを1点言わせていただいて、今後もこの議論をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。どうも今日はありがとうございました。（拍手）

○副議長（舟橋裕幸） 本日の質問に対し関連質問の通告が1件あります。

大久保孝栄議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。33番 津田健児議員。

〔33番 津田健児議員登壇〕

○33番（津田健児） 大久保議員の学力テストの向上についての関連質問をさせていただきますと思います。教育長は風邪を引いていらっしゃるようでございますけれども、どうぞよろしく願いいたします。

積極的に学力テストの結果に対して情報交換をして対応していくという答

弁だったと思うんですけども、その中の情報の中に当然市町村の学力テストの結果が入っておるとい確認だけちょっとさせていただきたいと思っております。

以上です。

○**教育長（真伏秀樹）** 今回の学力・学習状況調査については悉皆調査ではございませんので、当然抽出調査とか希望調査というふうに分かれてまいりますので、県がまず入手できる情報というのが一定限られてまいります。といいますのは、抽出調査の部分については三重県の平均ですとか、三重県の状況については国のほうから情報等の提供があるわけなんですけども、そのほかの例えば希望状況の調査ですとか、それから、抽出調査についても、それも各市町別ですとか学校別なんかの情報というのは県には入らずに、各市町段階の情報ということになってまいります。

ですから、私どもは今も市町の教育委員会といろいろお話もさせていただいておるんですけども、当然これから学力・学習状況調査の定着とか向上を図っていくためには、一定程度市町の教育委員会との情報共有というのにも必要かなと思っていますので、その辺のことについて、いろいろ市町の教育長さんとの会議、それから、あと指導主事を集めた学力向上推進会議というのがありますので、そういう場の中でいろいろ、今後の扱い等も含めていろいろやっていきたいなと思っております。できるだけそうした場では、各市町の御意向もありますので、そこも尊重しながら、可能な限り情報の共有というのは図っていききたいなというふうに思っております。

〔33番 津田健児議員登壇〕

○**33番（津田健児）** では、可能性として、どこどこ市は国語が何点、数学が何点、理科が何点、そういうデータを全く入手できずに、情報共有するだとか、あるいはアドバイザーを派遣するということもあり得るということですか。全く市町村別のデータを県教委が得ることなく、そういう対応をやっていくということですか。

○**教育長（真伏秀樹）** 先ほど申し上げましたように、情報等は当然市町に入

ってまいりますので、まず市町の御理解を得ないことには私どもは入手できないという状況がありますので、それができるだけ可能な限り情報共有を図れるような形のことは考えたいなというふうに思っています。

それと、もう1点、私どもは学力向上に向けました県の事業で、先ほど98校ほどの実際の推進校ですね。そこを指定させていただいていろんな形の事業をさせていただいておりますので、そういうところの情報については県としてもいろんな形で情報共有ができるのかなというふうに考えております。

〔33番 津田健児議員登壇〕

○33番（津田健児） 学力テストの情報共有ですので、当然どこも市は算数が何点、理科が何点、算数のAはこうでBがどうだということをやっぱり把握した上でのアドバイザーなり情報共有、これは当然のことだと私は思います。

市町は県教委に上げる義務がないということを私は知っておりますけれども、常識的に考えてやっぱり市と町と県が学力向上に向けて切磋琢磨頑張っていこうというのであれば、データについては、結果については共有していくということが私は当然だというふうに思いますけども、教育長はどう思われますか。教育委員長はどう思われますか。

○教育委員会委員長（丹保健一） 学力検査は御存じのように子どもたちの知識、それから技能、基本的なものと、それに対して理解力とか、思考力とか、課題解決能力とか、そして、もう一つは教育環境とか、そういうことに対する調査でもあるわけですね。そうしますと、様々な面から三重県全体の状況というのを知った上で、大学関係者とか専門家との協議等で、三重県全体としてどういうところが弱いのかとか、どういう問題があるのかというようなことをいろいろ協議させていただいて、それで全体として三重県はこういうところが弱いとか、こういうところに問題があるんだというようなことを冊子として作成して、それで、それを各学校現場とか各教育委員会にお渡しするわけです。

それで、基本的には、我々が個別の学校でこうしたらいいとか、ああした

らいいでなくて、それを参考に各学校、それから、各教育委員会がそれを参考にして、それで各教育現場で努力していただくというのが基本的な今我々が進めているやり方なわけです。だから、どこどこの学校に入ってこうなさい、ああしなさいというようなところではなかなか難しいんじゃないかというふうに考えておりますし、ただ、一部やはり学校のほうからそういう希望があれば我々も入っていかなきやいけないと思いますし、そういう意味では、県がこうなさい、ああしなさいというようなことは、余り細かいことは言えないんじゃないかというふうに感じております。

それから、教育委員会と市町との関係ですけども、これは非常に良好な関係にあって、非常に協力的にやっていたというふうに思っております。それは先ほど教育長からもお話がありましたように、平成22年度は抽出希望が55.4%であったにもかかわらず、23年度は91%、24年度は99.1%というふうに、非常に高い数字になっているということからもわかるのではないかというふうに思っております。

〔33番 津田健児議員登壇〕

○33番（津田健児） 今年度はやっぱり知事の教育に対する思いというのが非常に強い。そういうところから99.何%の参加校が出たわけです。それで、それをやっぱり無にしないように、やっぱり市町から自らのデータを県教委にしっかりと上げていただいて、ともに学力向上に向けて努力するという体制をぜひしいていただきたいと。それから、市町から県は信用ならないので、あなたたちには教えないよということにならないように協力体制をしいていただきたいと思います。これで終わります。（拍手）

○副議長（舟橋裕幸） 以上で本日の県政に対する質問を終了いたします。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○副議長（舟橋裕幸） お諮りいたします。明8日から10日までは休会といたしたいと存じますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（舟橋裕幸） 御異議なしと認め、明8日から10日までは休会とすることに決定いたしました。

6月11日は、引き続き定刻より県政に対する質問を行います。

散 会

○副議長（舟橋裕幸） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時13分散会